令和８年 11 月４日庁議資料
総務部（防災危機管理室）

文京区災害時のトイレ確保・管理計画（素案）の策定について

１　概要

近年の災害では、トイレ環境の悪化が避難生活の質の低下や健康被害につながることが課題となっている。また、東京都は令和７年３月に「東京トイレ防災マスタープラン」を策定し、区市町村に対して「災害時のトイレ確保・管理計画」の策定を求めている。

文京区災害時のトイレ確保・管理計画（以下「計画」という。）は、災害時における避難者等の生活環境の維持及び公衆衛生の確保を図るため、災害用トイレの確保及び管理に関する基本的な考え方や取組方針を定めるものである。本区における災害時のトイレ対策を総合的かつ計画的に推進するため、素案を作成したので報告する。

２　計画策定の基本的な考え方

本区における災害時のトイレ確保及び管理に関する基本方針を示すとともに、多様な避難者の排泄環境の確保を図るための計画として策定する。

また、東京都トイレ防災マスタープラン及び文京区地域防災計画との整合を図るとともに、施設管理者や関係機関との連携による持続可能なトイレ確保・管理体制の構築を目指す。

３　策定素案

別紙１のとおり

４　主な検討経過

計画の策定に当たり、区有施設等における災害用トイレの整備状況や代替水源の有無等について全庁調査を実施するとともに、東京都が示す災害用トイレ必要数計算シート等を活用し、災害時に必要となるトイレ基数の算定及び課題分析を行った。

また、避難所や二次的な避難所、その他の区有施設におけるトイレ確保の現状や管理体制について整理し、計画素案の作成を進めた。

５　今後の予定

令和８年１１月	議会報告（素案）
１２月	パブリックコメント
	計画（案）の作成
令和９年１月	検討部会・検討委員会開催
	庁議報告（案）
２月	議会報告（案）
３月	計画策定

文京区災害時のトイレ確保・管理計画
（素案）

令和9年3月

文京区

文京区災害時のトイレ確保・管理計画（素案）

目次

I. はじめに 1
1. 本計画の目的 1
2. 本計画の位置づけ 2
3. 本計画で対象とする災害用トイレの種類と役割 3
4. 本計画で対象とする施設 5

II. 現状と課題 6
1. 区の概況と被害想定 6
（1）区の概況 6
（2）被害想定 23
2. 時間経過に伴うトイレ利用環境の変化 25
3. 災害時のトイレの確保状況 28
（1）災害用トイレの過不足状況 28
（2）災害時のトイレ空白エリア 33
（3）各施設のトイレの充足度 34
4. 施設の耐震化や代替水等の現状 37
5. 災害時のし尿処理体制 44
6. 災害時トイレの確保・管理に関する取組と主要課題 46
（1）災害時のトイレ確保上の課題 46
（2）災害時のトイレ管理上の課題 46
（3）自助・共助の取組の推進上の課題 46
（4）本区のエリア別の課題 47

III. 災害時のトイレ確保・管理方針 56
1. 基本方針 56
（1）基本的な方針 56
（2）対策の方向性 57
（3）到達目標 57
2. 災害時トイレ確保方針 59
3. 災害時のトイレ管理方針 60
4. 自助・共助の取組の普及啓発方針 62

IV. 計画の進捗管理等 64
1. 計画の見直し 64

Ⅰ. はじめに

1. 本計画の目的

災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなると、排せつ物の処理が滞る。そのため、排せつ物による細菌により、感染症や害虫の発生が引き起こされる。また、避難所等において、トイレが不衛生であるために不快な思いをする避難者が増え、その上、トイレの使用がためらわれることによって、排せつを我慢することが、水分や食品摂取を控えることにつながり、避難者においては栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等の健康被害を引き起こすおそれが生じる。

このため、本計画は、発災後の全ての被災者の安全で質の高い生活環境の確保とともに、日常生活の早期回復を目指すため、災害時のトイレ環境の向上を図ることを目的とし策定するものである。

なお、災害時のトイレ環境の向上を図るためには、自助・共助・公助が連携した取組を推進する必要がある。このため、本計画で対象とする関係者は、トイレ確保・管理に携わる区の防災、環境、福祉、保健、教育に関する部署のほか、施設管理者、避難所等の運営に携わる区民防災組織や各種団体、協定締結事業者、区民などを対象とする。

また、災害時のトイレに関する様々な課題に組織的に対応するため、上下水道、し尿処理、環境衛生、福祉、教育、各区立施設の管理等の関係部署の役割分担を明確にするとともに、総合調整を行う担当を定める。総合調整部門は、災害時に備えた対策の推進及び発災時のトイレの確保・管理、衛生の向上に関する取組の総合調整を行う。

■コラム　～過去の災害では？～

○災害時には、仮設トイレがすぐに避難所に届くとは限らず、避難者数に比べてトイレの個数が不足することがありうる。平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災においては、発災から数日間で、トイレが排せつ物の山になり、劣悪な衛生状態となったところも少なくない。

○また、トイレの設置場所が暗い、和式トイレである、段差がある等の問題により、高齢者、障害者、女性、こども等にとって使用しにくいものもあった。このことから、トイレの使用を減らすために水分や食事を控えることとなり、避難者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化がみられた。



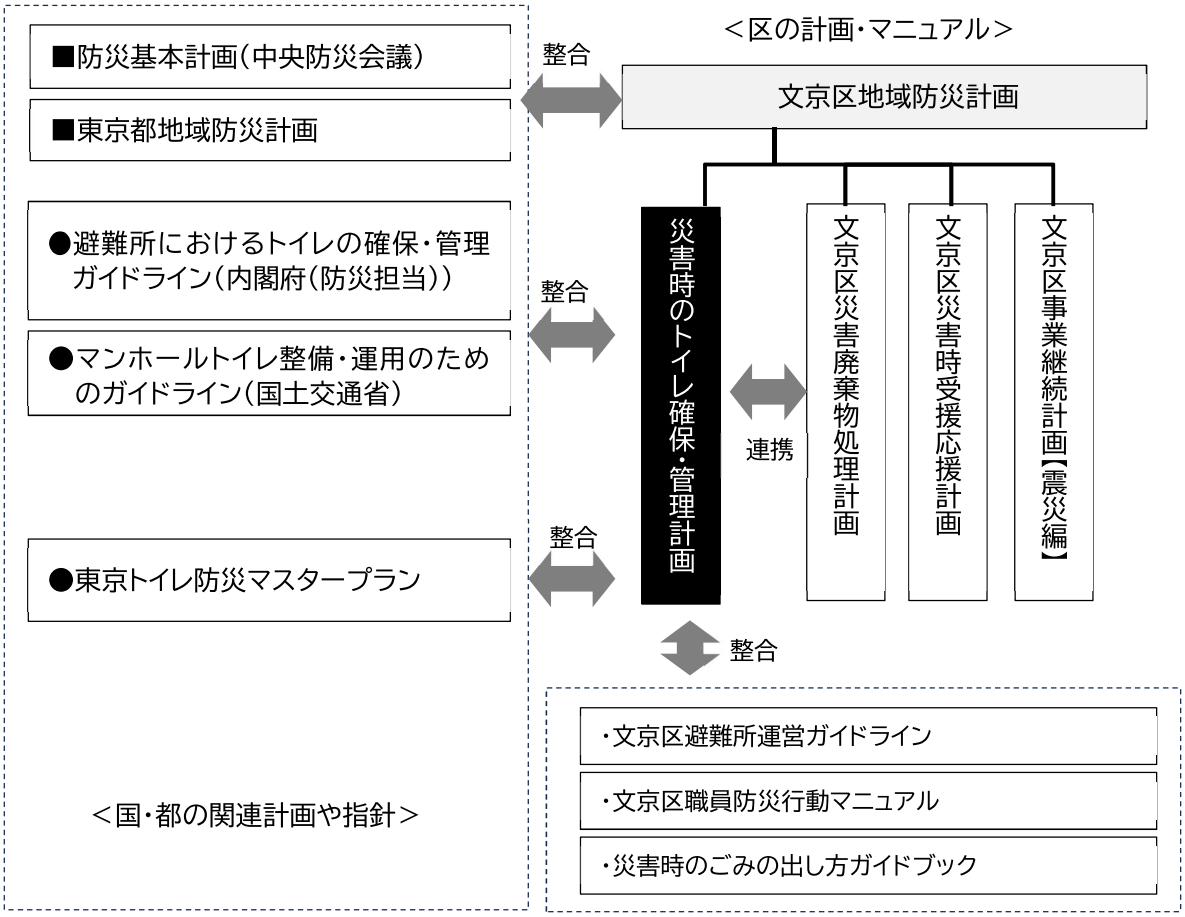
東日本大震災　　写真：日本トイレ研究所

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府（防災担当））

2. 本計画の位置づけ

本計画は、災害時のトイレ確保・管理に関する国の指針、「東京都地域防災計画」や「東京トイレ防災マスタープラン」と整合を図りながら、区の地域防災計画の関連計画として策定する。

なお、本計画は下記に示す関連計画や関連マニュアルと連携を図る。



図I-1 本計画の位置付け

3. 本計画で対象とする災害用トイレの種類と役割

区の地域防災計画を踏まえ、本計画では、以下の災害用トイレを対象とする。災害用トイレの特徴や留意点、フェーズに応じた使用可否を以下に示す。

表Ⅰ-1 災害用トイレの種類・特徴・留意点

種類	特徴	留意点
携帯トイレ	・既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ・在宅被災者等が自宅等でも使用できる。 ・電気・水なしで使用できる。 ・比較的安価で、かつ少ないスペースで保管できる。 ・既設の個室ならびに洋式便座があれば使用できる。	・使用済みの便袋の保管場所の確保、臭気対策、回収、処分方法の検討が必要である。 ・使用するたびに便袋を処分する必要がある。
簡易トイレ	・簡易的な便器であり、既設の個室があれば使用できる。 ・携帯トイレとあわせて使用するものが多い。 ・既存の個室以外で使用する場合は、パーテーション等で仕切れば使用できる。 ・水なしで使用できる。	・処分方法や維持管理方法の確保が必要である。 ・既存の個室以外で使用する場合は、パーテーション等で仕切る必要がある。
マンホールトイレ	・下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置するもの。 ・し尿を下水道管に直接流下させることができるため、衛生的に使用できる。	・水源の確保の必要がある。 ・強風などでテントが飛ばされないようしっかり固定する必要がある。 ・屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要である。
仮設トイレ（調達）	・イベントや工事現場で使用する、独立型のトイレを指す。 ・屋外に設置し、便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 ・電気なしで使用できるものが多い。 ・段差があるものが多い一方で、車椅子で使用できるバリアフリータイプもある。	・使用場所までの車両の導線が定まらないと搬入できない。 ・設置にはユニックなどのクレーンが必要である。 ・安定稼動させるうえで、汲み取り方法や汲み取り体制等、維持管理のルールが必要である。臭気対策も必要となる。 ・屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要である。 ・便槽に貯留する方式は、し尿収集車での汲み取りの必要がある。
災害対応型 常設トイレ	・災害時にもトイレ機能を継続させるため、水源を別に確保することで使用可能となる常設型の水洗トイレを指す。 ・平常時は、水洗トイレとして使用し、断水時は洗浄水量を切り替えて使用ができる。 ・上水の断水時や停電時には、代替水（貯水槽、災害用井戸等）により、水洗機能を使用できる。	・水源の確保の必要がある。 ・災害対応後、通常の水洗トイレに切り替える場合に、清掃、点検の必要がある。

表I-2 フェーズに応じた使用可否

主なトイレの種類	発災 ～3日間	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
想定	道路閉塞 し尿処理困難 トイレの開設準備	道路啓開 し尿処理開始	ライフライン 一部回復	多くの地域で ライフライン回復	ほぼ全地域で ライフライン回復
携帯・簡易トイレ	◎	◎	○	○	○
マンホール トイレ	○	◎	◎	◎	○
仮設トイレ （調達）		○	◎	○	○
災害対応型 常設トイレ	○	○	○	○	○

※ ◎主に使用、○状況に応じて使用

発災 ～3日間	• 発災直後は、帰宅困難者等によりトイレ需要が増加するため、携帯・簡易トイレなど利用できるトイレ全てを活用 • 道路閉塞により運搬が必要なトイレや、し尿処理が必要なトイレは利用困難 • マンホールトイレ等は開設が必要
～1週間	• 道路啓開により、一部地域でトイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナや仮設トイレなどの調達、し尿処理が可能になる。
～2週間	• ライフラインが一部復旧し、水洗トイレが復旧し始め、携帯・簡易トイレの利用が減少 • トイレコンテナ等に給排水の仮設配管工事を行うことで使用・維持管理状況を改善
～1か月	• 避難の長期化により避難者ニーズが多様化し、質の高いトイレを優先的に使用
1か月～	• 全地域でライフラインが回復。被害の残る一部施設等では、引き続き災害用トイレを使用

4. 本計画で対象とする施設

本計画において対象とする施設は、地域防災計画に位置付けられている避難施設のほか、公園に設置されている公衆トイレ等、公道や公共施設敷地内に設置されているマンホールトイレなどとする。

また、災害対策本部、地域拠点を設置する施設、災害時の活動拠点となる施設については、災害時活動において重要な施設であることから、本計画において、トイレ確保・管理方針を定める。

表I-3　災害用トイレの確保対象施設　（令和８年８月時点）

施設	地域防災計画 位置付け	施設数	備考
区立小・中学校	避難所	31	元町ウェルネスパークを含む
体育館	避難所	1	
（福祉センター）	補助的な施設	1	
教育センター	避難所	1	
地域活動センター	二次的な避難所	9	
アカデミー	二次的な避難所	6	
交流館	二次的な避難所	4	
会館	二次的な避難所	6	
幼稚園	二次的な避難所	10	
児童館	二次的な避難所	16	
男女平等センター	二次的な避難所	1	
勤労福祉会館	二次的な避難所	1	
公園等	公衆トイレ等	73	公園、児童遊園、公衆トイレ等

※施設数は施設の新設や廃止、並びに防災協定の締結等によって、今後増減する場合がある。

II. 現状と課題

1. 区の概況と被害想定

(1)区の概況

1)人口特性

区の人口は 236,683 人で、町丁目別の人口特性は、この 10 年間で都心地域や山の手地域東部および西部を中心に鉄道駅に近い地区で人口が増加している。

今後の総人口は、直近の人口動態を踏まえるとともに合計特殊出生率の回復を見込み、令和 20(2038)年頃までは人口増加傾向が続くと予想され、令和 12(2030)年には、約 24.6～25.5 万人に達すると推計される。(「文京区都市マスタープラン 2024」より)

表II-1 人口特性（令和８年４月１日時点）

項目	人口等
人口総数　(人)	236,683 (男性 112,530、女性 124,153)
日本人人口(人)	220,063
外国人人口(人)	16,620
世帯数　(世帯)	132,265
土地面積　(km^2)	11.29km^2
人口密度　(人／km^2)	20,964.0
昼間人口　(人)※	353,648
昼夜間人口比率※	147.3%
年少人口　(人・%)	29,407(12.4%)
生産年齢人口(人・%)	163,295(69.0%)
老年人口　(人・%)	43,981(18.6%)

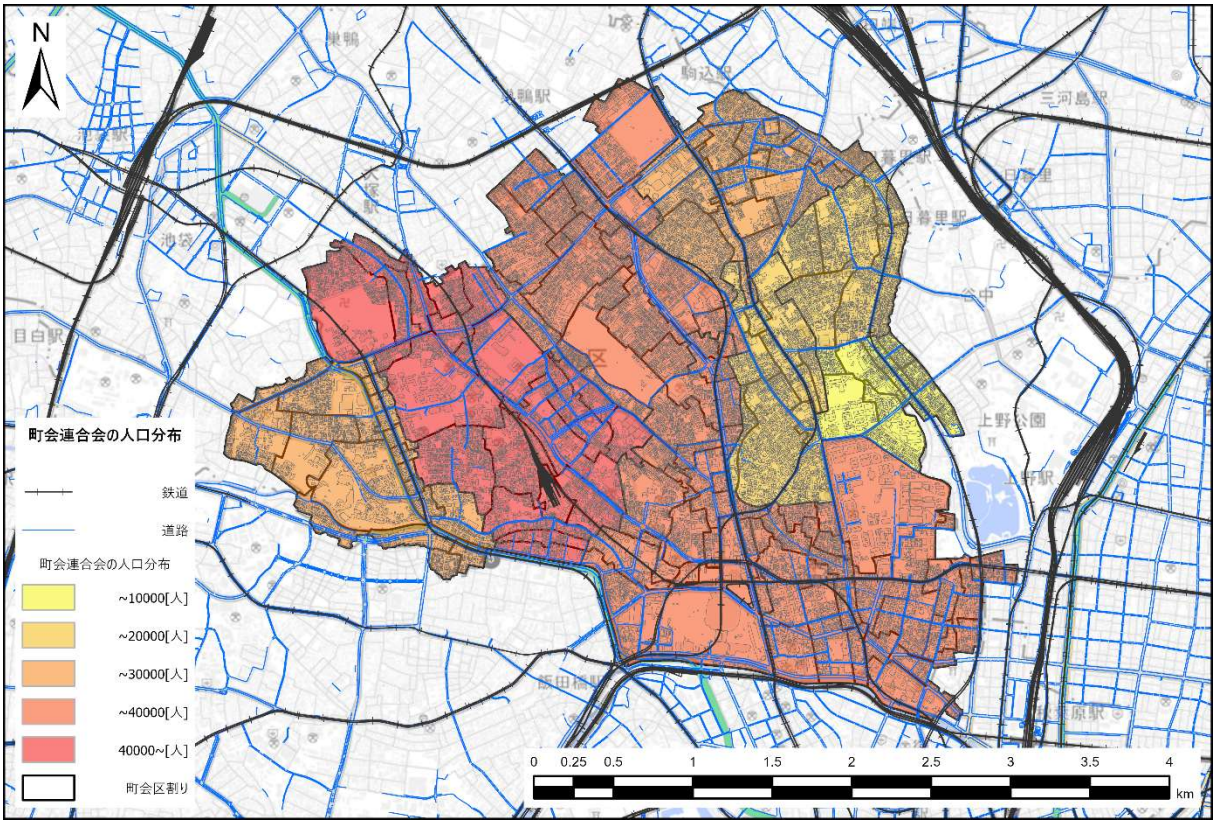
※令和2年国勢調査結果より

表II-2 エリア別の人口

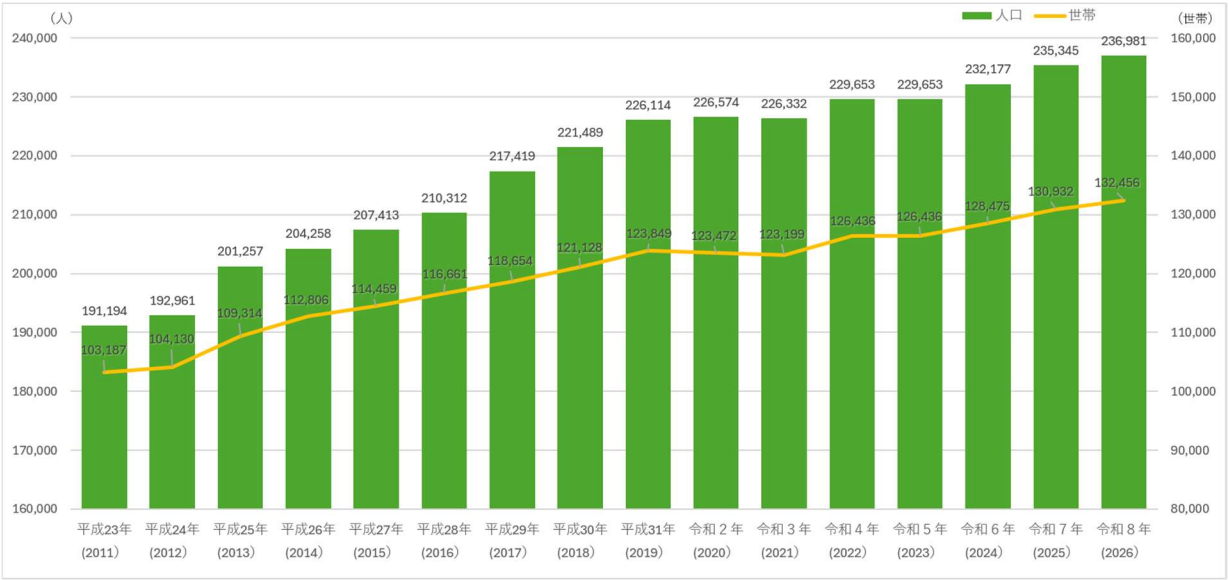
エリア	人口(人)
礫川エリア	30,857
大原エリア	35,169
大塚エリア	44,176
音羽エリア	23,270
湯島・本郷エリア	32,144
向丘エリア	16,119
根津エリア	8,573
汐見エリア	17,623
駒込エリア	28,752

※令和8年4月1日時点の町丁目人口を住宅系建物の延床面積で按分している

■人口分布



■人口・世帯数の推移



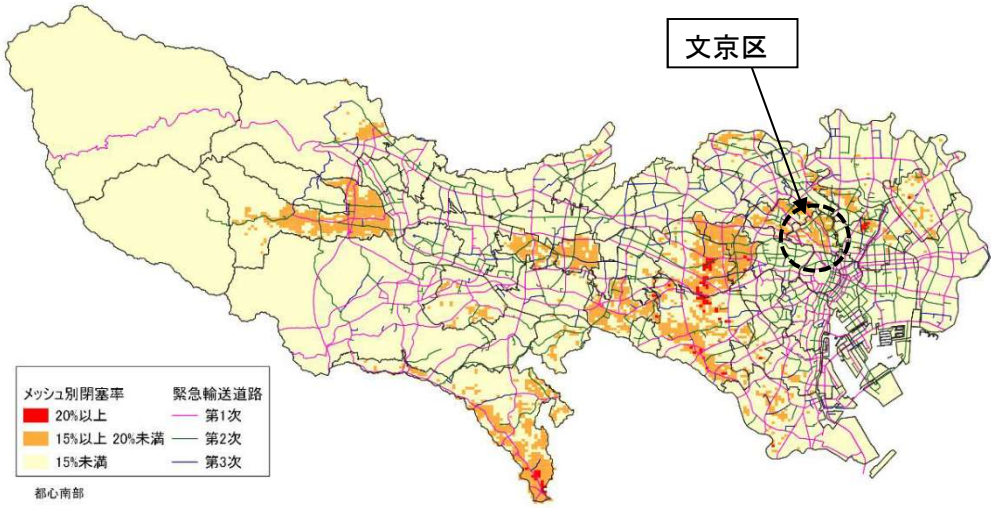
※出典：住民基本台帳（各年、１月１日現在）

2)交通

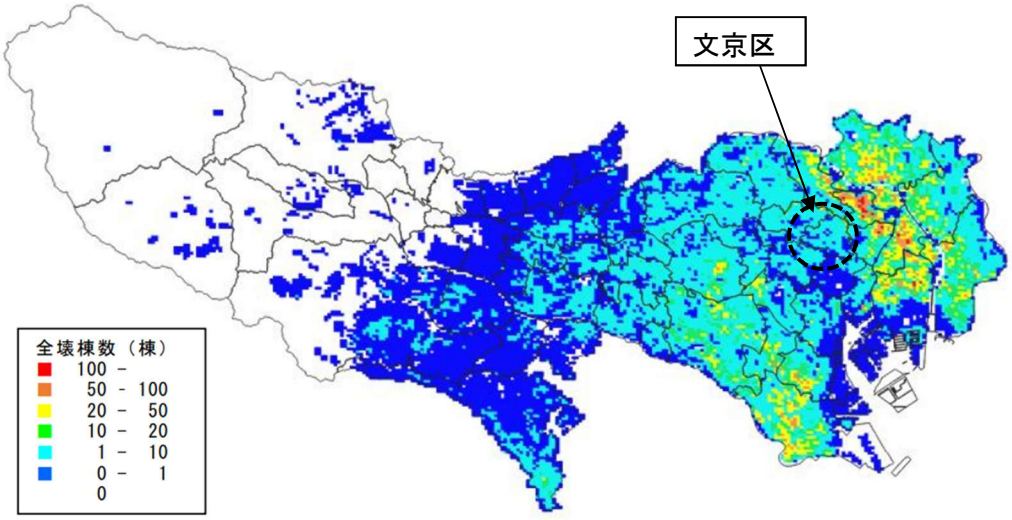
① 道路

文京区の主要幹線道路として、国道 17 号(白山通り・本郷通り)や国道 254 号(春日通り)、不忍通り等がある。これらと交差する形で、区の境界や南部・西部に外堀通りや目白通りが位置する。

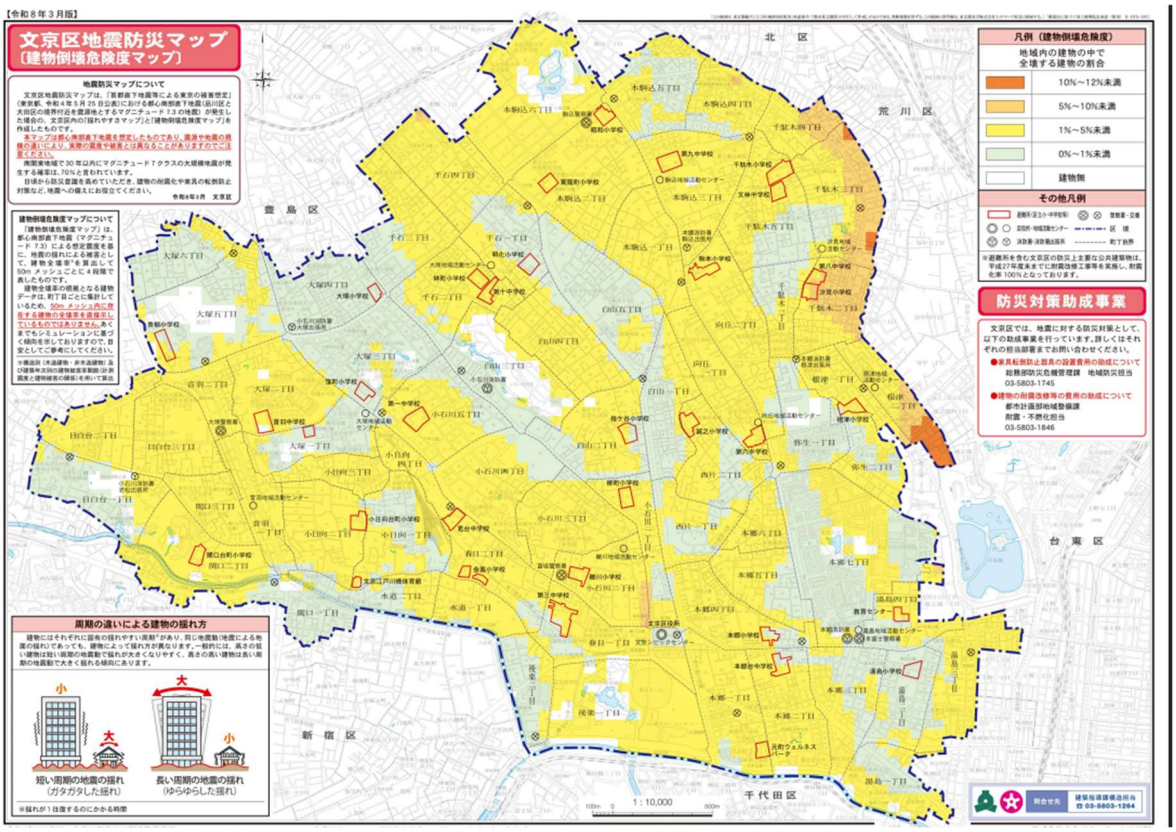
「首都直下地震等による東京の被害想定(令和 4 年 5 月 25 日公表)」において、文京区は地盤が比較的強固な高台(山の手台地)が多く、大規模な木造住宅密集地域(木密)が少ないため、建物倒壊に起因する細街路の閉塞率は、区内全域の大部分のエリアで「10%未満」(一部極めて限定的な地域で 10~20%)という非常に低い想定となっている。一方で、道路1km 当たりの全壊棟数分布をみると、緊急輸送道路沿道においても建築物の倒壊が断続的に生じ、交通支障につながる可能性があると想定されている。



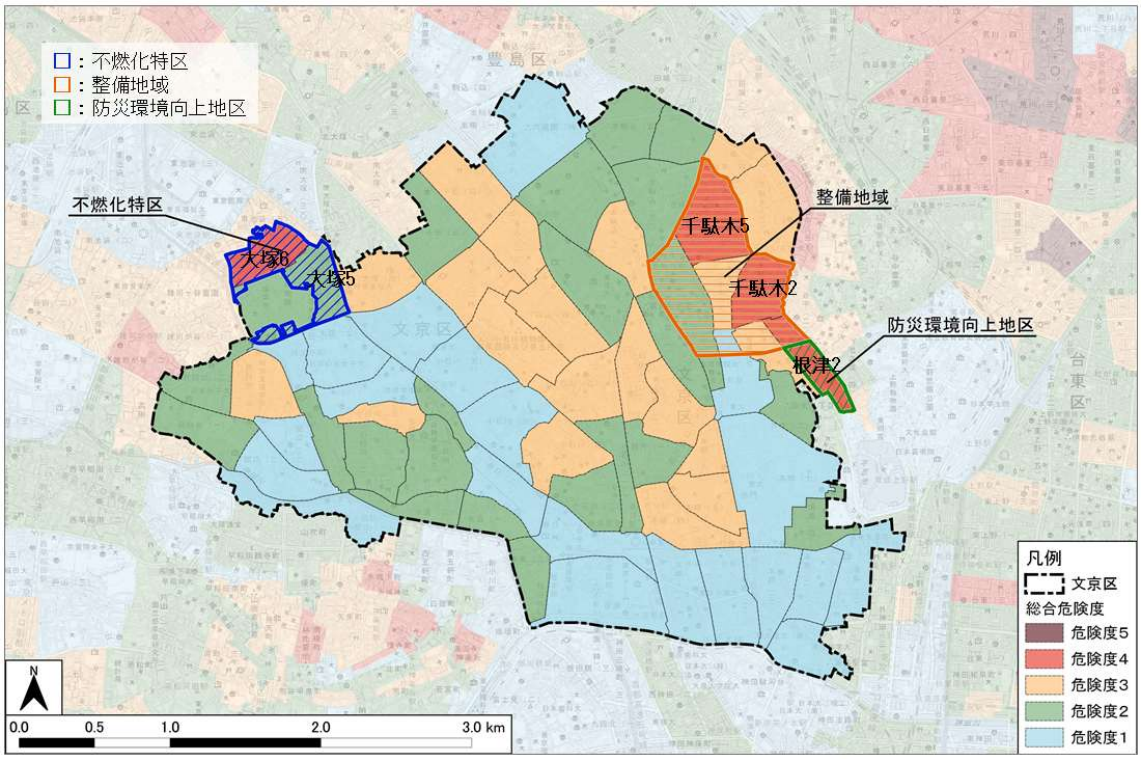
図II-1 細街路の閉塞率 (都心南部直下地震)



図II-2 全壊棟数分布 (都心南部直下地震)



図II-3 建物倒壊危険度



図II-4 総合危険度

表 II-1　地域危険度一覧表

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	困難係数	危険量 (棟/ha)	順位	ランク
大塚1丁目	台地1	0.44	4376	1	0.01	4393	1	0.23	0.1	4023	1
大塚2丁目	台地1	0.79	3765	1	0.03	3416	1	0.17	0.14	3671	1
大塚3丁目	台地1	0.85	3620	1	0.01	4121	1	0.11	0.09	4127	1
大塚4丁目	谷底低地3	2.77	1285	2	0.58	906	3	0.22	0.74	934	3
大塚5丁目	台地1	1.77	2006	2	0.17	1939	2	0.22	0.43	1749	2
大塚6丁目	台地1	3.57	956	3	1.93	267	4	0.31	1.7	232	4
音羽1丁目	谷底低地2	1.47	2429	2	0.02	3904	1	0.21	0.31	2339	2
音羽2丁目	谷底低地2	1.41	2522	2	0.04	3402	1	0.15	0.22	2973	1
春日1丁目	台地1	0.43	4385	1	0	4614	1	0.14	0.06	4420	1
春日2丁目	台地1	1.06	3182	1	0.05	3106	1	0.2	0.23	2947	1
小石川1丁目	谷底低地3	1.95	1828	2	0.04	3238	1	0.13	0.26	2736	2
小石川2丁目	台地1	1.64	2168	2	0.1	2504	2	0.26	0.44	1693	2
小石川3丁目	台地1	2.44	1468	2	0.1	2477	2	0.27	0.69	1016	3
小石川4丁目	台地1	1	3303	1	0.02	3729	1	0.2	0.21	3097	1
小石川5丁目	台地1	1.51	2348	2	0.03	3684	1	0.11	0.17	3440	1
後楽1丁目	谷底低地3	0.1	4936	1	0	5062	1	0.12	0.01	4962	1
後楽2丁目	谷底低地3	2.32	1553	2	0.11	2338	2	0.13	0.31	2318	2
小日向1丁目	台地1	1.26	2802	2	0.06	2937	1	0.33	0.43	1726	2
小日向2丁目	台地1	1.44	2465	2	0.08	2732	2	0.37	0.56	1284	2
小日向3丁目	谷底低地2	3.24	1091	3	0.28	1499	2	0.35	1.23	446	3
小日向4丁目	谷底低地2	1.39	2549	2	0.01	4049	1	0.2	0.28	2550	2
水道1丁目	谷底低地2	1.57	2279	2	0.03	3504	1	0.18	0.29	2470	2
水道2丁目	谷底低地2	2.86	1236	2	0.1	2447	2	0.15	0.45	1670	2
関口1丁目	谷底低地2	1.87	1918	2	0.05	3076	1	0.11	0.22	2991	1
関口2丁目	台地1	0.42	4401	1	0	4719	1	0.25	0.11	3972	1
関口3丁目	台地1	0.72	3898	1	0.01	4334	1	0.23	0.17	3416	1
千石1丁目	谷底低地2	2.99	1178	3	0.49	1040	3	0.26	0.92	707	3
千石2丁目	台地1	2.17	1646	2	0.2	1791	2	0.29	0.69	1004	3
千石3丁目	台地1	1.79	1983	2	0.14	2108	2	0.22	0.43	1740	2
千石4丁目	台地1	3.46	994	3	0.95	602	3	0.18	0.78	874	3
千駄木1丁目	台地1	2.56	1387	2	0.49	1041	3	0.31	0.95	660	3
千駄木2丁目	谷底低地2	4.82	620	3	1.17	483	3	0.25	1.49	298	4
千駄木3丁目	谷底低地2	3.62	943	3	0.58	909	3	0.21	0.89	738	3
千駄木4丁目	谷底低地2	3.49	985	3	0.59	900	3	0.16	0.67	1033	3
千駄木5丁目	台地1	3.29	1061	3	2.28	219	4	0.32	1.78	213	4
西片1丁目	台地1	1.28	2741	2	0.03	3640	1	0.21	0.27	2584	2
西片2丁目	台地1	2.25	1596	2	0.24	1612	2	0.27	0.68	1022	3
根津1丁目	谷底低地2	2.84	1247	2	0.29	1473	2	0.19	0.61	1180	3
根津2丁目	谷底低地2	6.42	331	4	1.55	349	4	0.19	1.53	287	4
白山1丁目	谷底低地2	3.79	888	3	0.36	1294	2	0.16	0.68	1023	3
白山2丁目	台地1	2.66	1342	2	0.32	1361	2	0.22	0.65	1096	3
白山3丁目	谷底低地2	3.81	884	3	0.15	2066	2	0.21	0.83	812	3
白山4丁目	台地1	2.43	1478	2	0.55	948	3	0.36	1.07	561	3
白山5丁目	台地1	1.26	2778	2	0.06	3021	1	0.19	0.25	2789	2
本駒込1丁目	台地1	2.34	1540	2	0.19	1848	2	0.25	0.64	1103	3
本駒込2丁目	台地1	1.52	2341	2	0.22	1708	2	0.28	0.48	1550	2
本駒込3丁目	台地1	2	1786	2	0.21	1731	2	0.2	0.44	1702	2
本駒込4丁目	台地1	2.5	1424	2	0.15	2097	2	0.1	0.27	2606	2
本駒込5丁目	台地1	2.61	1363	2	0.29	1461	2	0.12	0.35	2139	2
本駒込6丁目	台地1	0.72	3908	1	0.01	4180	1	0.08	0.06	4454	1
本郷1丁目	台地1	0.63	4076	1	0.01	4252	1	0.14	0.09	4135	1
本郷2丁目	台地1	1.44	2464	2	0.03	3638	1	0.11	0.17	3425	1
本郷3丁目	台地1	1.3	2696	2	0.02	3769	1	0.09	0.12	3902	1
本郷4丁目	台地1	2.73	1309	2	0.13	2200	2	0.23	0.65	1098	3
本郷5丁目	台地1	2.84	1246	2	0.37	1272	2	0.33	1.04	580	3
本郷6丁目	台地1	2.72	1321	2	0.19	1818	2	0.25	0.72	962	3
本郷7丁目	台地1	0.04	5065	1	0	4857	1	0.12	0	5080	1
向丘1丁目	台地1	2.32	1549	2	0.25	1599	2	0.2	0.52	1412	2
向丘2丁目	台地1	2.16	1654	2	0.23	1665	2	0.2	0.49	1530	2
目白台1丁目	台地1	0.9	3515	1	0.02	3832	1	0.3	0.27	2574	2
目白台2丁目	台地1	1.65	2150	2	0.12	2304	2	0.16	0.29	2451	2
目白台3丁目	台地1	2.13	1685	2	0.25	1590	2	0.33	0.79	864	3
弥生1丁目	台地1	0.66	4015	1	0.02	3776	1	0.13	0.09	4167	1
弥生2丁目	台地1	1.15	2988	1	0.03	3673	1	0.21	0.25	2784	2
湯島1丁目	台地1	0.48	4304	1	0	4584	1	0.09	0.04	4594	1
湯島2丁目	台地1	1.78	1994	2	0.08	2738	2	0.1	0.19	3240	1
湯島3丁目	台地1	2.13	1683	2	0.05	3100	1	0.1	0.23	2931	1
湯島4丁目	台地1	1.22	2851	1	0.05	3186	1	0.21	0.26	2675	2

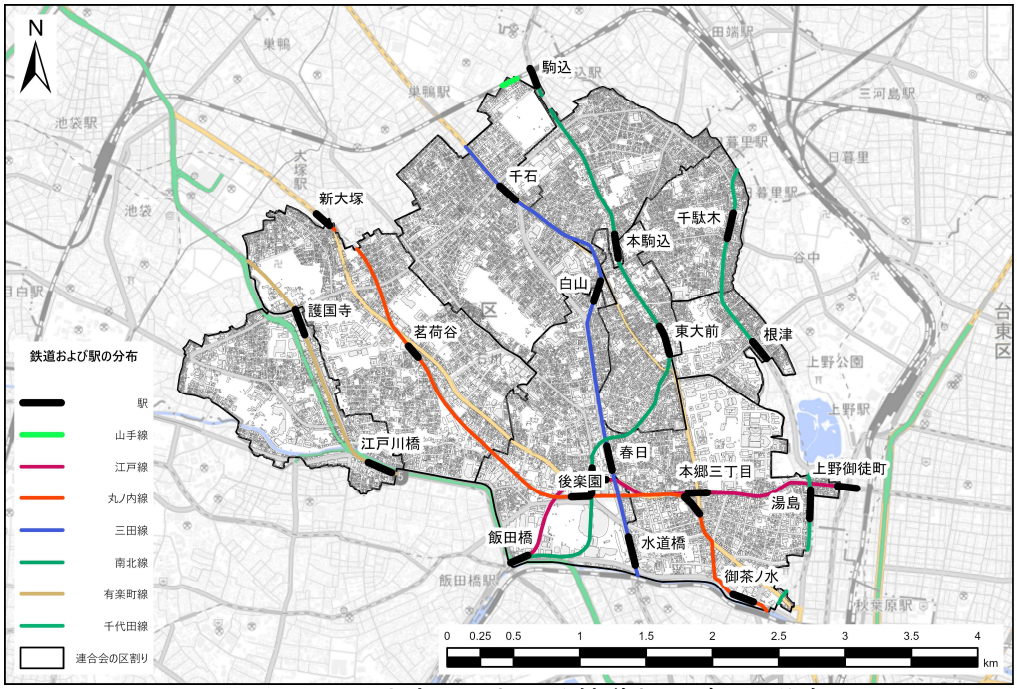
② 鉄道

区の1日平均乗車人員は、複数路線が乗り入れる飯田橋駅において最も多く、帰宅困難者の発生も多いものと想定される。

表II-3 区の駅および１日平均乗車人員

鉄道会社	路線	駅名	1日平均乗車人員
東京メトロ	南北線	本駒込	21,070
	南北線	東大前	27,311
	南北線、丸ノ内線	後楽園	104,894
	丸ノ内線	茗荷谷	78,606
	丸ノ内線	新大塚	25,769
	有楽町線	江戸川橋	49,844
	有楽町線	護国寺	40,640
	千代田線	湯島	37,913
	千代田線	千駄木	28,507
	千代田線	根津	27,937
東京都交通局	大江戸線、三田線	春日	65,361
	三田線(JR 中央線)	水道橋	182,490
	三田線	千石	31,304
	三田線	白山	48,388
複数会社路線	中央線、東西線、大江戸線、南北線、有楽町線	飯田橋	314,792
	丸ノ内線、大江戸線	本郷三丁目	70,357
	丸ノ内線、総武線、中央線	御茶ノ水	231,276

※文京区外の駅は除外する。ただし、丸ノ内線御茶ノ水、三田線水道橋、大江戸線飯田橋が文京区内のため他路線の同一駅も記載している。



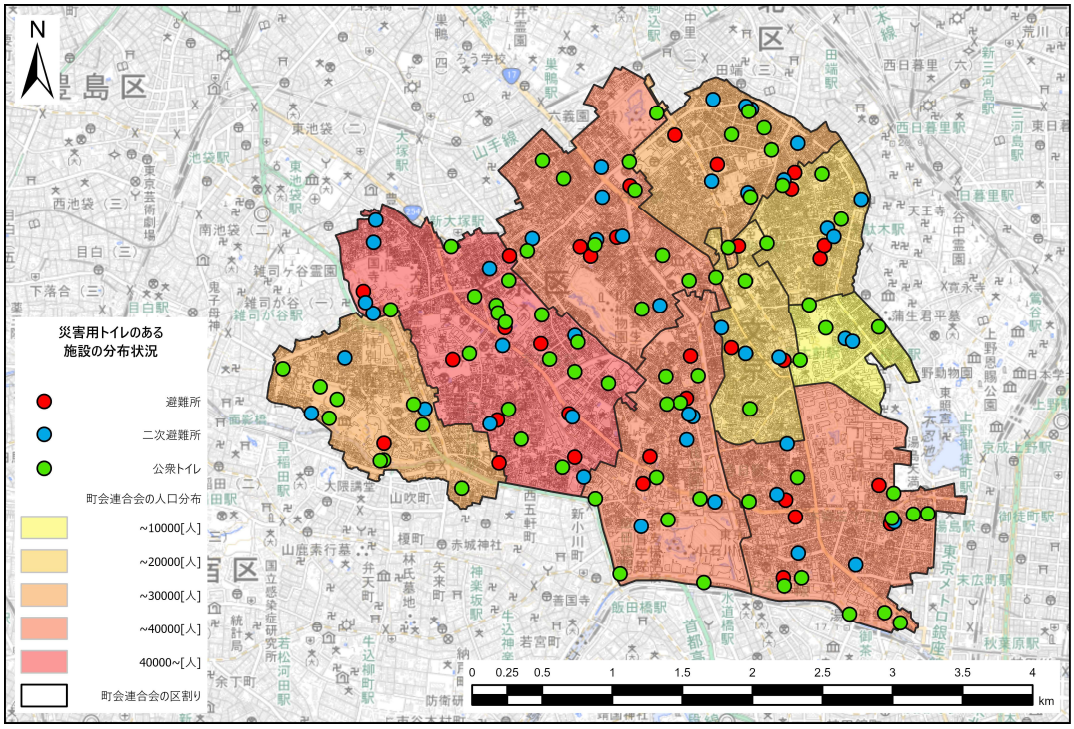
図II-5 文京区における鉄道および駅の分布

3)災害用トイレの現状数量

災害用トイレ等の現状数量及び災害用トイレのある施設の分布状況を以下に示す。

表II-4 災害用トイレの現状数量

種類		形式		数量	対象施設
携帯トイレ		便袋 回収･焼却		使用可能回数 475,540 回	避難所等
簡易トイレ		便袋 回収･焼却		使用可能回数 13,870 回	避難所等
マンホールトイレ	敷地内	下水道接続式		79 基	19 施設
	公道上	下水道接続式		106 基	33 施設
常設トイレ	建物内	下水道耐震	くみ取式	－	－
			代替水利用式	－	－
			くみ取式かつ代替水利用式	－	－
			くみ取･代替水利用なし	－	－
		下水道未耐震	くみ取式	－	－
			代替水利用式	157 基	10 施設
			くみ取式かつ代替水利用式	－	－
			くみ取･代替水利用なし	1,576 基	76 施設
	公衆トイレ等	下水道耐震	くみ取式	－	－
			代替水利用式	－	－
			くみ取式かつ代替水利用式	－	－
			くみ取･代替水利用なし	－	－
		下水道未耐震	くみ取式	－	－
			代替水利用式	43 基	11 施設
			くみ取式かつ代替水利用式	－	－
			くみ取･代替水利用なし	165 基	60 施設



図II-6 災害用トイレのある施設の分布状況

また、フェーズごとの現状の数量の状況を以下に示す。

表II-5 災害用トイレの現状数量（フェーズごと）

想定 主なトイレの種類			1~3日 道路閉塞 し尿処理困難 トイレの開設準備	4日~1週間 道路啓開 し尿処理開始	1~2週間 ライフライン 一部回復	2週間~1か月 多くの地域で ライフライン 回復	1か月後 ほぼ全地域 でライフライ ン回復
マンホール トイレ （敷地内）		下水道接続式	79 基	79 基	79 基	79 基	79 基
		くみ取式	－	－	－	－	－
マンホールトイレ（公道上）			106 基	106 基	106 基	106 基	106 基
災害対応型常設トイレ	建物内	くみ取式	－	－	－	－	－
		代替水利用式	152 基	152 基	155 基	156 基	157 基
		くみ取式かつ 代替水利用式	－	－	－	－	－
		くみ取式かつ 代替水利用式なし	1,109 基	1,109 基	1,389 基	1,483 基	1,576 基
	公衆トイレ等	くみ取式	－	－	－	－	－
		代替水利用式	42 基	42 基	42 基	43 基	43 基
		くみ取式かつ 代替水利用式	－	－	－	－	－
		くみ取式かつ 代替水利用式なし	116 基	116 基	145 基	155 基	165 基
災害用トイレ合計　（基数）			1,604 基	1,604 基	1,917 基	2,022 基	2,126 基

※1 災害用トイレ合計基数計算方法
各フェーズにおけるトイレの合計基数は、以下のとおり算出。
・発災後～1 週間：災害対応型常設トイレ（上水道断水なし※2、下水道被害なし※2）、マンホールトイレ（敷地内・公道上）の合計
・1 週間～1 か月後：上記の合計に、災害対応型常設トイレ（上水道断水あり、下水道被害あり）の基数へ各フェーズの割合（※3）を乗じた数を合算
※2 上水道断水率 27.2%　下水道管きょ被害率 3.3%を反映
※3 文京区内の上水道復旧率推移を基に計算したものである
（1～2週間：60%、2週間～1か月：80%、1か月後：100%）

4）区のエリア概要

① 礫川エリア

礫川エリアは、「小石川台地」と「本郷台地」という 2 つの高大な台地に挟まれた、神田川および旧小石川（現・千川通り）が形成した大きな「谷底低地」に位置し、エリアの北・西・東側は高台（春日、小石川、本郷方面）に向かって「服部坂」「安藤坂」「網干坂」などの急坂が伸びており、「すり鉢状」の地形となっているのが大きな特徴である。エリア内には「小石川後楽園」の広大な庭園・池が存在する。

文京区内で最も交通利便性が高い「区の中心軸」で、地下鉄 4 路線（丸ノ内線・南北線・都営三田線・都営大江戸線）が交差する「後楽園駅」「春日駅」を抱え、都心各所へダイレクトにアクセスできる。また、エリアの中央で「白山通り」「春日通り」「千川通り」といった広幅員の主要幹線道路が交差しており、バス路線も充実している。

「文京シビックセンター（区役所）」がエリア内にあり、災害時には文京区の災害対策本部として機能する。また「小石川後楽園」や「東京ドームシティ」などの超大規模な敷地・施設が隣接しており、緊急避難場所や防災拠点としてのインフラ機能が高度に集積している。一方で、小石川 1 丁目や 2 丁目の裏通りには、戦前からの細い路地や昭和の古い木造住宅・アパートが残る地帯も存在し、部分的な延焼リスクやブロック塀倒壊による避難路閉塞のリスクを残している。

すり鉢状の低地部であるため、近年増加しているゲリラ豪雨時には周囲の高台から雨水が集中しやすく、内水氾濫のリスクが区内で高いエリアの一つで、また、エリア南側を流れる神田川の溢水・氾濫にも注意が必要である。

礫川エリアには避難所となる施設が4か所、二次的な避難所となる施設が5か所ある。公衆・公園等トイレが 10 か所あり、災害時にはこれらの水洗トイレについて被害状況を確認した上で利用が可能となっている。

■礫川エリアの水洗トイレ

カテゴリ	名称	住所
避難所	礫川小学校	文京区小石川 2-13-2
避難所	柳町小学校	文京区小石川 1-23-16
避難所	指ヶ谷小学校	文京区白山 2-28-4
避難所	第三中学校	文京区春日 1-9-31
二次的な避難所	礫川地域活動センター	文京区小石川 2-18-18
二次的な避難所	アカデミー文京	文京区春日 1-16-21
二次的な避難所	柳町幼稚園	文京区小石川 1-23-6
二次的な避難所	後楽幼稚園	文京区後楽 1-7-7
二次的な避難所	柳町児童館	文京区小石川 1-23-9
公衆トイレ等	富坂上公衆便所	文京区春日 1-13-13
公衆トイレ等	礫川公園	文京区春日 1-15
公衆トイレ等	小石川一丁目児童遊園	文京区小石川 1-24
公衆トイレ等	八千代町児童遊園	文京区小石川 3-30
公衆トイレ等	後楽橋際公衆便所	文京区後楽 1-2-12
公衆トイレ等	後楽公園内公衆便所	文京区後楽 1-6-25

カテゴリ	名称	住所
公衆トイレ等	船河原橋際公衆便所	文京区後楽 2-1-7
公衆トイレ等	白鳥橋際公衆便所	文京区水道 1-1-5
公衆トイレ等	白山二丁目第二児童遊園	文京区白山 2-25
公衆トイレ等	白山二丁目児童遊園	文京区白山 2-7

② 大原エリア

大原エリアは、文京区の北部に位置し、千石駅周辺や千川通り周辺を含む、閑静な住宅街となっている。「白山台地」とその西側を流れていた千川（現在の千川通り、暗渠）による「小石川の谷地」にまたがる起伏に富んだ地形である。エリアの南側には、小石川谷に面した急崖と湧水池を擁する小石川植物園（正式名称：東京大学大学院理学系研究科附属植物園）がある。都営三田線「千石駅」および「白山駅」があり、幹線道路としては旧白山通り（国道 17 号）と千川通りなど、比較的広い主要道路が整備され、池袋や巣鴨、大手町方面へのアクセスが良い。

千石 3 丁目や 4 丁目の低地寄りの地域は古い住宅地が多く残っており、建物倒壊危険度ランクがやや高めになっている。千石の一部には細街路が網の目のように広がる木造住宅密集地域が存在し、火災時の部分的な延焼リスクがあるが、近年は道路の拡幅や建物の不燃化・共同住宅化が少しずつ進んでいる。千川通りは集中豪雨時に水が集中しやすく、過去にも内水氾濫による冠水被害が発生している。

大原エリアには避難所となる施設が4か所、二次的な避難所となる施設が6か所ある。公衆・公園等トイレが9か所あり、災害時にはこれらの水洗トイレについて被害状況を確認した上で利用が可能となっている。

■大原エリアの水洗トイレ

カテゴリ	名称	住所
避難所	林町小学校	文京区千石 2-36-3
避難所	明化小学校	文京区千石 1-13-9
避難所	駕籠町小学校	文京区本駒込 2-29-6
避難所	第十中学校	文京区千石 2-40-17
二次的な避難所	大原地域活動センター	文京区千石 1-4-3
二次的な避難所	アカデミー千石	文京区千石 1-25-3
二次的な避難所	白山交流館	文京区白山 4-27-11
二次的な避難所	駕籠町会館	文京区本駒込 6-2-5
二次的な避難所	明化幼稚園	文京区千石 1-13-9
二次的な避難所	千石西児童館	文京区千石 3-15-15
公衆トイレ等	千石公園	文京区千石 1-4
公衆トイレ等	猫又橋際公衆便所	文京区千石 3-13-14
公衆トイレ等	文京宮下公園	文京区千石 4-23
公衆トイレ等	西原町児童遊園	文京区千石 4-34
公衆トイレ等	白山坂上公衆便所	文京区白山 1-37-1
公衆トイレ等	白山四丁目第二児童遊園	文京区白山 4-4
公衆トイレ等	白山五丁目児童遊園	文京区白山 5-12
公衆トイレ等	白山公園	文京区白山 5-31
公衆トイレ等	駕籠町公園	文京区本駒込 2-10

カテゴリ	名称	住所
公衆トイレ等	六義公園	文京区本駒込 6-16

③ 大塚エリア

大塚エリアは、文京区の北西部から西端を占め、区内でも非常に広い面積（区の約 20%）を持つエリアである。「小石川台地」と「大塚台地（護国寺台地）」の 2 つの頑健な台地が大部分を占め、緑豊かな高台と、神田川に向けて緩やかに下る傾斜地で構成されている。豊島岡墓地などの広大な緑地があり、都心でありながら樹木が多いのが特徴である。東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」や「新大塚駅」、有楽町線「護国寺駅」が利用可能で、東西を春日通りや不忍通りなどの広大な幹線道路が貫いており、車・鉄道ともに利便性が非常に高い地域である。文京区を代表する学園エリアで、筑波大学、お茶の水女子大学、跡見学園女子大学、拓殖大学に加え、2023 年に移転開校した中央大学があり、さらに、筑波大附属小、お茶の水女子大附属各校などの国立附属校が集中している。

高台の良好な地盤が多くを占めるため、区内でも震災時の地盤安定性は高く、建物倒壊危険度は総じて低くなっている。国立大学の広大なキャンパスや公園、豊島岡墓地などの広大な緑地・オープンスペースが随所にあり、これらが「緊急避難場所」や「延焼遮断帯」として機能する構造である。多くの学校や医療・福祉施設が集まるエリアで、災害時には多くの通学生や要配慮者（視覚障害児など）が地域内に滞在している可能性が高いため、多くの帰宅困難者の発生等が想定される。

大塚エリアには避難所となる施設が9か所、二次的な避難所となる施設が11か所ある。公衆・公園等トイレが16か所あり、災害時にはこれらの水洗トイレについて被害状況を確認した上で利用が可能となっている。

■大塚エリアの水洗トイレ

カテゴリ	名称	住所
避難所	青柳小学校	文京区大塚 5-40-18
避難所	小日向台町小学校	文京区小日向 2-3-8
避難所	金富小学校	文京区春日 2-6-15
避難所	窪町小学校	文京区大塚 3-2-3
避難所	大塚小学校	文京区大塚 4-1-7
避難所	第一中学校	文京区小石川 5-8-9
避難所	茗台中学校	文京区春日 2-9-5
避難所	音羽中学校	文京区大塚 1-9-24
避難所	文京江戸川橋体育館 （文京福祉センター江戸川橋を含む）	文京区小日向 1-7-4
二次的な避難所	大塚地域活動センター	文京区大塚 1-4-1 中央大学 茗荷谷キャンパス内 2 階
二次的な避難所	アカデミー音羽	文京区大塚 5-40-15
二次的な避難所	アカデミー茗台	文京区春日 2-9-5
二次的な避難所	かるた記念大塚会館	文京区大塚 4-13-5
二次的な避難所	大塚北会館	文京区大塚 6-15-3
二次的な避難所	青柳幼稚園	文京区大塚 5-40-18
二次的な避難所	小日向台町幼稚園	文京区小日向 2-2-2

カテゴリ	名称	住所
二次的な避難所	久堅児童館	文京区小石川 5-27-7
二次的な避難所	水道児童館	文京区水道 1-3-26
二次的な避難所	小日向台町児童館	文京区小日向 2-2-2
二次的な避難所	大塚児童館	文京区大塚 6-22-19
公衆トイレ等	新大塚公園	文京区大塚 1-8
公衆トイレ等	大塚仲町公園	文京区大塚 3-12
公衆トイレ等	大塚窪町公園	文京区大塚 3-26
公衆トイレ等	教育の森公園（管理棟）	文京区大塚 3-29
公衆トイレ等	教育の森公園（ちびっこ広場）	文京区大塚 3-29
公衆トイレ等	教育の森公園（野外スタンド）	文京区大塚 3-29
公衆トイレ等	窪町東公園内公衆便所	文京区大塚 3-30-5
公衆トイレ等	大塚公園	文京区大塚 4-46
公衆トイレ等	護国寺前公衆便所	文京区大塚 5-40-7
公衆トイレ等	小石川四丁目児童遊園	文京区小石川 4-13
公衆トイレ等	播磨坂公衆便所	文京区小石川 4-17-11
公衆トイレ等	久堅公園	文京区小石川 5-27
公衆トイレ等	竹早公園	文京区小石川 5-9
公衆トイレ等	小日向公園	文京区小日向 1-11
公衆トイレ等	茗荷谷児童遊園	文京区小日向 1-19
公衆トイレ等	水道一丁目児童遊園	文京区水道 1-6

④ 音羽エリア

音羽エリアは、文京区の最西部に位置しており、東側の「小日向台」と西側の「目白台」に挟まれた、南北に伸びる谷底低地である。中央に音羽通りが南北の軸を形成しており、西端には神田川が流れる。台地から低地へ下る斜面部を多く抱えている。

音羽通り沿いには、歴史ある護国寺や鳩山会館といった文化的な建物が並ぶ「文化の街」であるとともに、お茶の水女子大学、日本女子大学などの大学キャンパスや、名門の国立大学附属学校が数多く集まる「日本有数の文教エリア」である。

東京メトロ有楽町線の「護国寺駅」と「江戸川橋駅」が利用でき、首都高速5号池袋線の護国寺出入口があり、幹線道路（音羽通り）が南北を貫くため、大通りの交通利便性は高い。

谷底の堆積地盤であるため揺れやすいが、音羽通り沿いはビルや中高層マンションが整備されており、建物倒壊危険度は比較的抑えられている。音羽通りに隣接する台地への斜面周辺には古い木造住宅や狭い階段坂が残っており、局所的に避難路の閉塞や消防活動の困難さが懸念される。また、音羽1丁目、目白台1丁目や関口2丁目に土砂災害警戒区域が複数存在するため、土砂災害への警戒が必要なエリアである。

音羽エリアには避難所となる施設が1か所、二次的な避難所となる施設が4か所ある。公衆・公園等トイレが9か所あり、災害時にはこれらの水洗トイレについて被害状況を確認した上で利用が可能となっている。

■音羽エリアの水洗トイレ

カテゴリ	名称	住所
避難所	関口台町小学校	文京区関口 2-6-1
二次的な避難所	音羽地域活動センター	文京区音羽 1-22-14
二次的な避難所	目白台交流館	文京区目白台 3-18-7
二次的な避難所	目白台児童館	文京区目白台 1-5-1
二次的な避難所	目白台第二児童館	文京区目白台 3-18-7
公衆トイレ等	関口一丁目公衆便所	文京区関口 1-9-10
公衆トイレ等	江戸川公園	文京区関口 2-1
公衆トイレ等	江戸川公園内公衆便所	文京区関口 2-1-1
公衆トイレ等	関口台公園	文京区関口 3-11
公衆トイレ等	関口三丁目公園	文京区関口 3-2
公衆トイレ等	肥後細川庭園	文京区目白台 1-1
公衆トイレ等	目白台運動公園（グラウンド側）	文京区目白台 1-19,20
公衆トイレ等	目白台運動公園	文京区目白台 1-19,20
公衆トイレ等	目白台一丁目遊び場	文京区目白台 1-16

⑤ 湯島・本郷エリア

湯島・本郷エリアは、文京区の南東部を占め、東京大学を中心に医療・学問・歴史が高度に集積する、区のシンボル的なエリアである。標高 20m 前後の広大な「本郷台地」が中心で、そこから東側（湯島・上野方面）や南側（神田川・御茶ノ水方面）に向かって急激に落ち込む傾斜地からなり、台地上は平坦であるが、崖線沿いには極めて急な坂が多く存在する、高低差の激しいエリアである。東京メトロ丸ノ内線・都営大江戸線「本郷三丁目駅」、東京メトロ千代田線「湯島駅」、JR・東京メトロ「御茶ノ水駅」が利用可能で、主要幹線道路である春日通りと本郷通りが十字に交差する「本郷3丁目交差点」がエリアの交通の要衝となっている。東京大学（本郷キャンパス）の大部分がこのエリアに位置しており、また、東京科学大学や順天堂大学などの医学系大学・大規模大学病院も集中している。

台地上の本郷エリア（東京大学本郷キャンパスなど）は非常に良好な地盤であるが、本郷 5 丁目や 6 丁目の旧中山道の沿道から奥に入った一角は、木造のアパートや古い家屋が密集しており、局所的に危険度が高くなっている。湯島 3 丁目（湯島天神周辺や上野広小路寄り）は、古い商業ビルや木造店舗・住宅が混在しており、細街路も多く、震災時の火災延焼・避難路閉塞リスクが懸念される。東京大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院、東京科学大学病院など、高度医療機関が狭いエリアに集中しており、災害急性期において、広域から搬送される重症患者の医療救護拠点として機能を発揮する一方で、周辺道路が救急車両で大混雑するため、一般の避難車両との交通整理が重要となる。

湯島・本郷エリアには避難所となる施設が5か所、二次的な避難所となる施設が6か所ある。公衆・公園等トイレが 10 か所あり、災害時にはこれらの水洗トイレについて被害状況を確認した上で利用が可能となっている。

■湯島・本郷エリアの水洗トイレ

カテゴリ	名称	住所
避難所	湯島小学校	文京区湯島 2-28-14
避難所	本郷小学校	文京区本郷 4-5-15
避難所	元町ウェルネスパーク	文京区本郷 1-1-19
避難所	本郷台中学校	文京区本郷 2-38-23
避難所	教育センター	文京区湯島 4-7-10
二次的な避難所	アカデミー湯島	文京区湯島 2-28-14
二次的な避難所	本郷会館	文京区本郷 2-21-7
二次的な避難所	認定こども園元町幼稚園	文京区本郷 1-1-19
二次的な避難所	湯島児童館	文京区本郷 3-10-18
二次的な避難所	本郷児童館	文京区本郷 5-30-8
二次的な避難所	男女平等センター	文京区本郷 4-8-3
公衆トイレ等	元町公園	文京区本郷 1-1
公衆トイレ等	本郷給水所公苑	文京区本郷 2-7
公衆トイレ等	真砂坂公衆便所	文京区本郷 4-13-5
公衆トイレ等	本郷五丁目児童遊園	文京区本郷 5-22
公衆トイレ等	お茶の水公園	文京区湯島 1-4
公衆トイレ等	聖堂際公衆便所	文京区湯島 1-4-19
公衆トイレ等	御茶の水橋際公衆便所	文京区湯島 1-5-14
公衆トイレ等	新花公園	文京区湯島 2-31
公衆トイレ等	湯島三丁目児童遊園	文京区湯島 3-26
公衆トイレ等	湯島天神境内公衆便所	文京区湯島 3-29-5
公衆トイレ等	切通公園	文京区湯島 4-6

⑥ 向丘エリア

向丘エリアは、文京区のほぼ中央から東寄りに位置し、本郷台地のほぼ中央に位置する標高の高い平坦な地盤で、北・西・南の三方が崖や急傾斜に囲まれており、周囲の谷へ向かって斜面が形成されている。東京メトロ南北線「東大前駅」や「本駒込駅」、都営三田線「白山駅」が利用可能で、エリアを貫く本郷通り（旧日光街道）と旧白山通り（国道 17 号）が交通の背骨となっている。

東京大学（本郷・弥生キャンパス）の農学部エリアに隣接しており、学生が多く暮らす学生街の側面もある。また、周辺には複数の私立中高（文京学院大学女子中学校・高等学校など）が集まる文教エリアである。

関東ローム層に覆われた頑健な台地地盤で、地震の揺れ自体には強いエリアとなっており、建物倒壊危険度も総じて低めである。寺院が非常に多く、広い緑地空間が火災の延焼を遮断するバリアとして機能する一方、門前町由来の細い路地や古い木造家屋が密集するポケットがあり、部分的な火災延焼・道路閉塞危険度は高めである。

向丘エリアには避難所となる施設が3か所、二次的な避難所となる施設が5か所ある。公衆・公園等トイレが3か所あり、災害時にはこれらの水洗トイレについて被害状況を確認した上で利用が可能となっている。

■向丘エリアの水洗トイレ

カテゴリ	名称	住所
避難所	誠之小学校	文京区西片 2-14-6
避難所	駒本小学校	文京区向丘 2-37-5
避難所	第六中学校	文京区向丘 1-2-2
二次的な避難所	向丘地域活動センター	文京区向丘 1-20-8
二次的な避難所	アカデミー向丘	文京区向丘 1-20-8
二次的な避難所	白山東会館	文京区白山 1-29-10
二次的な避難所	第一幼稚園	文京区西片 2-17-6
二次的な避難所	白山東児童館	文京区白山 1-29-10
公衆トイレ等	西片公園内公衆便所	文京区西片 2-3-3
公衆トイレ等	大観音児童遊園	文京区向丘 2-38
公衆トイレ等	蓬莱町公衆便所	文京区向丘 2-27-9

⑦ 根津エリア

根津エリアは、「谷根千」の一角をなし、古い木造建築や下町情緒が色濃く残る歴史的なエリアである。本郷台地の東側斜面から、台東区上野台地との間に挟まれた「谷底低地」へ一気に下る高低差の激しい地形で、かつて存在した藍染川に沿った平坦な低地と、弥生 1 丁目・2 丁目の急な台地の二面性を持っている。東京メトロ千代田線「根津駅」があり、不忍通りが南北に走る一方で、街の内部は自動車の進入が難しい狭小な路地が迷路のように張り巡らされている。

低地部分は水分を含んだ砂礫・粘土層のため、台地部に比べて地震時の揺れが大きくなりやすく、建物倒壊危険度が高めであり、文京区で最も震災危険度（地域危険度ランク）が高いエリアの一つとなっている。古い木造住宅が極めて高密度に密集しており、道幅も狭いため、火災が発生した際の延焼遮断が難しく、避難時の細街路閉塞率が非常に高いことが大きな課題である。また高齢化率が高く、要配慮者の割合が多い傾向がある。

根津エリアには避難所となる施設が1か所、二次的な避難所となる施設が3か所ある。公衆・公園等トイレが4か所あり、災害時にはこれらの水洗トイレについて被害状況を確認した上で利用が可能となっている。

■根津エリアの水洗トイレ

カテゴリ	名称	住所
避難所	根津小学校	文京区根津 1-14-3
二次的な避難所	根津交流館	文京区根津 1-14-3
二次的な避難所	根津幼稚園	文京区根津 1-14-2
二次的な避難所	根津児童館	文京区根津 1-14-3
公衆トイレ等	根津神社表参道際公衆便所	文京区根津 1-28-9
公衆トイレ等	根津神社境内公衆便所	文京区根津 1-28-9
公衆トイレ等	根津二丁目児童遊園	文京区根津 2-22
公衆トイレ等	農学部際公衆便所	文京区向丘 2-1-11

⑧ 汐見エリア

汐見エリアは、千駄木周辺をカバーし、高台の「屋敷町」と低地の「商店街」が共存するエリアとなっている。本郷台地の東端（千駄木高台）と、不忍通りが位置する谷底低地から構成され、団子坂に代表されるような、低地から高台へ上る特徴的な急な坂道が複数存在する。東京メトロ千代田線「千駄木駅」が中心となり、南北に不忍通りが縦断し、台東区谷中方面や荒川区日暮里方面へも徒歩・自転車で容易にアクセスできる一方、幹線道路の不忍通りから奥に入ると、歩行者専用のような狭い生活道路が多く存在する。

低地部の地盤は揺れやすく、千駄木２丁目や５丁目の低地エリアは建物倒壊危険度・火災危険度がともに文京区内で最も高い部類（危険度ランク４）に属する。根津エリア同様、狭隘な道路に木造住宅が密集しているため、同時多発火災が起きた場合の延焼速度が早く、消防車が進入できないエリアや、崩壊した建物・ブロック塀による避難路の道路閉塞が懸念されている。千駄木の台地崖線沿いには土砂災害警戒区域（急傾斜）に指定されている場所があり、大地震時の崖崩れにも注意を要する。

汐見エリアには避難所となる施設が4か所、二次的な避難所となる施設が4か所ある。公衆・公園等トイレが3か所あり、災害時にはこれらの水洗トイレについて被害状況を確認した上で利用が可能となっている。

■汐見エリアの水洗トイレ

カテゴリ	名称	住所
避難所	千駄木小学校	文京区千駄木 5-44-2
避難所	汐見小学校	文京区千駄木 2-19-23
避難所	第八中学校	文京区千駄木 2-19-22
避難所	文林中学校	文京区千駄木 5-25-10
二次的な避難所	汐見地域活動センター	文京区千駄木 3-2-6
二次的な避難所	千駄木交流館	文京区千駄木 3-42-20
二次的な避難所	千駄木幼稚園	文京区千駄木 5-43-3
二次的な避難所	しおみ児童館	文京区千駄木 2-27-8
公衆トイレ等	駒込林町公園	文京区千駄木 3-15
公衆トイレ等	須藤公園	文京区千駄木 3-4
公衆トイレ等	千駄木公園	文京区千駄木 5-43

⑨ 駒込エリア

駒込エリアは、「本郷台（駒込台）」と呼ばれる標高の高い平坦で強固な高台に位置する比較的安定した地盤となっており、東側の不忍通り方面に向かっては緩やかな傾斜を下る谷底地形に移行する。

また、高齢化率も高いエリアであり、一定数の要配慮者が避難所に避難するものと想定される。北端に JR 山手線・東京メトロ南北線「駒込駅」があり、エリア内には南北線「本駒込駅」が位置する。幹線道路としては本郷通りや不忍通りといった広幅員の幹線道路が通っており、都内各所へのバス便も非常に充実している。

地盤が強固な台地上のため、揺れによる建物倒壊危険度は文京区内でも比較的低く安定している。一方で駒込駅周辺や本駒込の裏通りには、一部で戦前からの古い木造住宅や寺院、狭い路地が残っており、火災発生時の部分的な延焼リスクや、ブロック塀倒壊による細街路閉塞リスクを抱えている。六義園周辺などの閑静な住宅街には、福祉施設や高齢者向け住宅が点在しており、配慮の必要な避難者が多く発生することが想定される。

駒込エリアには避難所となる施設が2か所、二次的な避難所となる施設が6か所ある。公衆・公園等トイレが7か所あり、災害時にはこれらの水洗トイレについて被害状況を確認した上で利用が可能となっている。

■駒込エリアの水洗トイレ

カテゴリ	名称	住所
避難所	昭和小学校	文京区本駒込 2-28-31
避難所	第九中学校	文京区本駒込 3-28-9
二次的な避難所	駒込地域活動センター	文京区本駒込 3-22-4
二次的な避難所	動坂会館	文京区千駄木 4-8-14
二次的な避難所	本駒込幼稚園	文京区本駒込 4-35-15
二次的な避難所	本駒込南児童館	文京区本駒込 3-11-14
二次的な避難所	本駒込児童館	文京区本駒込 5-63-2
二次的な避難所	勤労福祉会館	文京区本駒込 4-35-15
公衆トイレ等	浅嘉町公衆便所	文京区本駒込 1-1-14
公衆トイレ等	駕籠町公衆便所	文京区本駒込 2-28-1
公衆トイレ等	本駒込三丁目児童遊園	文京区本駒込 3-11
公衆トイレ等	駒込公園内公衆便所	文京区本駒込 3-18-17
公衆トイレ等	神明公園	文京区本駒込 4-13
公衆トイレ等	動坂公園	文京区本駒込 4-18
公衆トイレ等	神明都電車庫跡公園	文京区本駒込 4-35

(2)被害想定

文京区地域防災計画では、令和４年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を踏まえ、文京区に大きな被害が想定される「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」を対象として、対策を推進している。本計画においても、同様の想定地震を対象とする。

表II-6 被害想定（文京区地域防災計画より）

想定地震		都心南部直下地震	多摩東部直下地震
規模		M7.3	M7.3
地震のタイプ		直下型	直下型
発生季節と時刻		冬の夕方 18 時	冬の夕方 18 時
風速の想定		8m／秒	8m／秒
建物被害	全壊棟数	468	512
	焼失棟数	137	127
避難者数(発生数)		39,160	40,163
うち避難所避難者数		26,107	26,775
うち避難所外避難者数		13,053	13,388
帰宅困難者数		139,195	139,195
下水道　管きょ被害率		3.3%	3.3%
上水道　断水率		25.3%	27.2%
電力　　停電率		5.2%	4.0%

表II-7 避難者数の推移

フェーズ	発災日～3日	4日～1週間	1～2週間	2週間～1か月	1か月～
避難者数計	76,514 人	71,909 人	55,798 人	29,825 人	12,224 人
うち避難所避難者数	13,090 人	26,107 人	18,627 人	11,147 人	3,667 人
うち避難所外避難者数	2,310 人	13,053 人	11,554 人	10,056 人	8,557 人
うち在宅避難者数※	61,114 人	32,749 人	25,617 人	8,622 人	0 人

※災害時に避難所等に避難しない区民のうち、上下水道被害のある人口及び上水道被害はないが下水道被害のある、自宅トイレの使用が困難と想定される人を指す。

【避難者数の分布算出方法】

各フェーズにおける避難者数については、「地震に関する地域危険度測定調査[第9回]（令和4年9月 東京都）」における町丁目の「総合危険度」及び人口規模を考慮した推計を行い、さらにその結果を基に居住実態を用いた空間按分を行うことで、エリアごとの避難者数を算出した。具体的な推計手順は以下のとおりである。

① 町丁目別避難者数（避難所内外）の推計

避難所内および避難所外の避難者数については、区全体の想定避難者数を各町丁目に按分するため、以下の算出式を用いた。

$$\text{町丁目別避難者数} = \text{区全体の避難者数} \times \frac{\text{町丁目危険量} \times \text{ランク}(1\sim5) \times \text{町丁目人口}}{\text{区内全域の危険量} \times \text{ランク}(1\sim5) \times \text{区内人口}}$$

② 町丁目別在宅避難者数（トイレ利用想定）の推計と調整処理

トイレ利用が想定される在宅避難者数についても、基本的には上記 1 と同様に算出した。

ただし、在宅避難者数の推計においては、人口規模が小さいにも関わらず危険度が極端に高い一部の町丁目において、算出された避難者数が実際の町丁目人口を上回る事象が発生した。そのため、実態に即した推計とするべく、以下の調整処理を実施した。

・該当する町丁目の在宅避難者数の上限を町丁目人口と同数に設定。

・上限を超過した人数については、算出された避難者数が人口に達していない他の町丁目へ危険度の割合に応じて再配分した。

③ エリアごとの避難者数の推計

町丁目とエリアの境界線が必ずしも一致しないため、上記 1 および 2 で算出した町丁目別の推計結果を基に、以下の手順でエリアごとの集計を行った。

1）建物単位への按分

町丁目別の避難者数を、当該町丁目内に存在する「住宅系建物の延床面積」の割合に応じて各建物に按分。

2）エリア単位での再集計

建物単位に按分された避難者数を、エリアの境界線を用いて空間的に抽出・合算し、エリアごとの避難者数を算出。

2. 時間経過に伴うトイレ利用環境の変化

区において想定される、発災後からの時間経過に伴い変化する被災者を取り巻く状況、トイレ利用環境の状況は以下のとおりである。

表II-8 発災後からの時間経過に伴い変化する被災者を取り巻く状況・トイレ利用環境の状況

■避難所（避難所避難者対策）

フェーズ	被害想定
発災から3日	＜避難者の発生＞ ○建物被害、ライフライン被害、エレベーター被害等により避難所へ被災者が集まり、時間経過とともに避難者が増加する。 ○帰宅困難者により避難者以外のトイレ利用者が増加する。
	＜水洗トイレの停止・災害用トイレの利用＞ ○停電や断水、排水管等の損傷などにより、水洗トイレの利用ができない。 ○燃料が枯渇した場合、非常用電源で機能していた水洗トイレが機能を停止し、利用が困難化する。 ○災害発生当初は、避難所備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ（組立）や災害対応型常設トイレ等の利用を求められる。 ○災害用トイレの利用と平行し、水洗トイレの利用可否を判断するため、排水管等の点検を実施する。
	＜災害用トイレの不足＞ ○人員の不足や配置・動線の問題から、災害用トイレの準備・開設などの初動対応が徹底されず、トイレが不足する。 ○携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレの物資調達を行いトイレ不足に対応する必要が生じる。 ○物資調達を試みるも、物資の流通機能が麻痺し、携帯トイレ、仮設トイレ等の不足に対応できない。
	＜災害用トイレの適切な運用が困難＞ ○し尿収集車の台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取式トイレは早期に利用が困難化する。 ○使用済み携帯トイレ等・し尿（くみ取り）の収集の遅れや、トイレの管理が不十分なことにより、衛生環境が急速に悪化する。 ○トイレの数の不足により要配慮者等への対応が困難となる。 ○和式の仮設トイレ等の利用を求められ、高齢者や障害者等のトイレの利用が困難化する。
4日～1週間	＜避難者の発生＞ ○避難者数が最大となり、トイレ利用者数も増加する。 ○在宅避難者が携帯トイレ等の備蓄を使い切ることなどを要因に、避難所避難者以外のトイレ利用者が増加する。
	＜水洗トイレの停止・災害用トイレの利用＞ ○道路啓開により、一部地域で、仮設トイレや携帯トイレなどの調達、使用済み携帯トイレ等の回収やし尿収集車、トイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナの利用が可能となる。 ○上水道の復旧に伴い、使用可能な水洗トイレの利用を再開する。
	＜災害用トイレの不足＞ ○携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレの物資調達、トイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナの利用により、トイレの不足に対応する。
	＜災害用トイレの適切な運用が困難＞ ○し尿収集車の台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取式トイレは早期の利用が困難となる。

フェーズ	被害想定
	○トイレの数の不足により要配慮者等への対応が困難となる。 ○和式の仮設トイレ等の利用を求められ、高齢者や障害者等のトイレの利用が困難化する。
1週間～ 2週間	＜避難者の発生＞ ○ライフラインの一部の回復により、避難者数が減少する。 ○在宅避難者が携帯トイレ等の備蓄を使い切ることなどを要因に、避難所避難者以外のトイレ利用者が増加する。
	＜水洗トイレの停止・災害用トイレの利用＞ ○ライフラインが回復した避難所では水洗トイレが利用できるようになり、携帯トイレや仮設トイレの利用が減少する。 ○断水が続く地域等では、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレの利用を継続する。 ○断水が続く地域等にトイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナ等を移設する。
2週間～ 1か月	＜水洗トイレの停止・災害用トイレの利用＞ ○1か月後にはライフラインの回復により、多くの水洗トイレが利用可能となる。 ○携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレの利用が減少し、撤去等を実施する。 ○引き続き災害用トイレを利用する場合、質の低いものは利用者から苦情や不満が発生する。

■緊急避難場所（緊急的な避難者への対策）

フェーズ	被害想定
発災から 3日	＜避難者の発生＞ ○火災の発生や建物倒壊などにより、被災者が殺到し、避難場所の運営等が混乱するおそれがある。 ○時間経過とともに、緊急的な避難者は減少する。
	＜水洗トイレの停止・災害用トイレの利用＞ ○停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、水洗トイレの利用ができない。 ○水洗トイレの利用可否を判断するため、排水管等の点検を実施する。 ○災害対応型常設トイレや貯留型のマンホールトイレ（貯留式）、携帯トイレ等の利用を求められる。
	＜災害用トイレの不足＞ ○人員の不足や配置・動線の問題から、災害用トイレの準備・開設などの初動対応が徹底されず、トイレが不足する。 ○物資調達を試みるも、物資の流通機能が麻痺し、携帯トイレ、仮設トイレ等の不足に対応できない。
	＜災害用トイレの適切な運用が困難＞ ○し尿収集車の台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取式トイレは早期の利用が困難となる。 ○トイレの管理等が適切に行われないことや、ごみ・し尿処理収集の遅れ等により、衛生環境・衛生状態が急速に悪化する。

※緊急避難場所の開設は最大３日を想定し、滞留が長期化する場合には、避難所に誘導する。

■在宅避難・自主避難先（在宅避難者等対策）

フェーズ	被害想定
発災から 3日	＜水洗トイレの停止・災害用トイレの利用＞ ○停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、水洗トイレの利用ができない。

フェーズ	被害想定
	○特に、集合住宅では、各住戸の排水管がつながっているため、災害発生時は排水トラブルを回避するため、携帯トイレや簡易トイレの利用が求められる。 ○マンション等の集合住宅で備蓄等の対策を行っている場合、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等を利用する。 ○災害用トイレの利用と平行し、水洗トイレの利用可否を判断するため、排水管等の点検を実施する。
	＜災害用トイレの不足＞ ○家庭内備蓄が足りておらず、携帯トイレ等が不足する。
	＜災害用トイレの適切な運用が困難＞ ○備蓄がない場合、避難所や公衆トイレ等の利用が求められる。 ○公衆トイレ等が大小便で満杯になるなど、衛生状態が悪化する。 ○周辺トイレの利用を試みるが、家屋・ブロック塀の倒壊等による道路閉塞が発生しているため、アクセスが困難となる。 ○マンション等の集合住宅の中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難となり、十分な備えがない場合は在宅避難が困難となる。 ○トイレが利用できない期間が長期化した場合、備蓄していた携帯・簡易トイレが枯渇し、在宅避難が困難となる。 ○ライフライン被害等により、時間の経過とともに在宅避難が困難化し、避難所への避難者が増加する。
4日～ 1週間	＜災害用トイレの不足＞ ○3日分の携帯・簡易トイレの備蓄の枯渇により、ライフラインが復旧していない住宅等での避難が困難となる。 ○使用可能な水洗トイレの利用を再開する。 ○事業者の不足等により、住宅等の断水、排水管の損傷等の修理が困難となる。
1週間以降	＜災害用トイレの不足＞ ○ライフラインの一部回復により、水洗トイレの一部が使用可能となる。 ○携帯・簡易トイレの備蓄の枯渇により、ライフラインが復旧していない住宅等での避難が困難となる。 ○事業者の不足等により、住宅等の断水、排水管の損傷等の修理が困難となる。

■外出先（帰宅困難者対策）

フェーズ	被害想定
発災から 3日	＜帰宅困難者の発生＞ ○道路や公共交通機関の復旧が長期化する地域では、勤務先、通学先や一時滞在施設での滞在期間が長期化する。（発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している）
	＜水洗トイレの停止・災害用トイレの利用＞ ○停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、職場・学校等の一時滞在施設・帰宅困難支援ステーション（公共施設やコンビニ等）の水洗トイレが利用できない。 ○一時滞在先において、携帯トイレや簡易トイレ等の利用が求められる。 ○災害用トイレの利用と平行し、水洗トイレの利用可否を判断するため、排水管等の点検を実施する。 ○駅のトイレの被害状況によっては、周辺の公共トイレ等に利用者が集中する可能性がある。 ○駅周辺での野外排せつ及び公衆トイレ等が大小便で満杯になり、衛生状態が悪化する。

※一時滞在施設の開設は最大３日を想定し、滞留が長期化する場合には、避難所に誘導する。

3. 災害時のトイレの確保状況

(1)災害用トイレの過不足状況

本検討では、災害時に想定されるトイレ利用者は、避難所避難者・避難所外避難者とともに、在宅避難者のうち、下水道・上水道の被害により、自宅トイレの利用が困難と想定される層を対象とした。

区全体でみると、「表 II-5 災害用トイレの現状数量(フェーズごと)」に示すとおり、確保可能な災害用トイレは 1 週間目までは 1,597 基で、その後、その他の公共施設のトイレが使えるようになると 2 週間後には 1,908 基となるが、1週間目からスフィア基準となる 20 人/基を目標とした基数が必要となるため、トイレは不足する。このため、1～2 週間は携帯トイレ・簡易トイレの使用が必要となる。上水道の復旧が進む 2 週間以降は充足するため、1週間分の備えが必要である。

また、エリア別にみると、発災当初からトイレが不足するエリアもあるため、避難者数を考慮した備蓄配分が必要である。

表II-9 災害用トイレの過不足状況（区全体）

フェーズ	発災～3日	4日～1週間	1～2週間	2週間～1か月	1か月後
	道路閉塞 し尿処理困難 トイレの開設準備	道路啓開 し尿処理開始	ライフライン 一部回復	多くの地域でライフライン回復	ほぼ全地域でライフライン回復
目標とするトイレ基数	50 人/1 基		20 人/1 基		
避難者数計	76,514 人	71,909 人	55,798 人	29,825 人	12,224 人
うち避難所避難者数	13, 090 人	26,107 人	18,627 人	11,147 人	3,667 人
うち避難所外避難者数※1	2,310 人	13,053 人	11,554 人	10,056 人	8,557 人
在宅避難者数※2	61,114 人	32,749 人	25,617 人	8,622 人	0 人
災害用トイレ合計基数 ※4	1,604 基	1,604 基	1,917 基	2,022 基	2,126 基
必要基数	1,530 基	1,438 基	2,790 基	1,491 基	611 基
過不足	充足	充足	不足	充足	充足
携帯トイレ数	475,540 回分				
簡易トイレ数	13,870 回分				

※1 建物被害等を受け避難所及び自宅以外に避難する人を指す。
※2 災害時に避難所等に避難しない区民のうち、上下水道被害のある人口及び上水道被害はないが下水道被害のある、自宅トイレの使用が困難と想定される人を指す。
※3 文京区内の上水道復旧率推移を基に計算したものである
※4 災害用トイレ合計基数計算方法
各フェーズにおけるトイレの合計基数は、以下のとおり算出。
・発災後～1 週間:災害対応型常設トイレ(上水道断水なし※5、下水道被害なし※5)、マンホールトイレ(敷地内・公道上)の合計
・1 週間～1 ヶ月後:上記の合計に、災害対応型常設トイレ(上水道断水あり、下水道被害あり)の基数へ各フェーズの割合(※3)を乗じた数と、その他公共施設のトイレの基数へ各フェーズの割合(※3)を乗じた数を合算
※5 上水道断水率 27.2%　下水道管きょ被害率 3.3%を反映

表II-10 トイレ利用者数、災害用トイレの必要確保基数及び備蓄トイレ数（エリア別）

エリア	トイレ利用者数(人)				
	1~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月後
礫川エリア	7,783 人	7,092 人	5,506 人	2,943 人	1,205 人
大原エリア	13,321 人	12,144 人	9,424 人	5,039 人	2,064 人
大塚エリア	11,725 人	11,386 人	8,835 人	4,721 人	1,935 人
音羽エリア	3,537 人	3,223 人	2,500 人	1,335 人	547 人
湯島・本郷エリア	5,382 人	4,906 人	3,808 人	2,033 人	834 人
向丘エリア	5,018 人	4,576 人	3,552 人	1,898 人	776 人
根津エリア	6,011 人	5,707 人	4,427 人	2,366 人	969 人
汐見エリア	15,970 人	15,564 人	12,076 人	6,454 人	2,646 人
駒込エリア	7,765 人	7,311 人	5,675 人	3,031 人	1,245 人
合計	76,511 人	71,910 人	55,803 人	29,821 人	12,221 人

エリア	災害用トイレの必要確保基数(基)				
	1~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月後
礫川エリア	156 基	142 基	275 基	147 基	60 基
大原エリア	266 基	243 基	471 基	252 基	103 基
大塚エリア	235 基	228 基	442 基	236 基	97 基
音羽エリア	71 基	64 基	125 基	67 基	27 基
湯島・本郷エリア	108 基	98 基	190 基	102 基	42 基
向丘エリア	100 基	92 基	178 基	95 基	39 基
根津エリア	120 基	114 基	221 基	118 基	48 基
汐見エリア	319 基	311 基	604 基	323 基	132 基
駒込エリア	155 基	146 基	284 基	152 基	62 基
合計	1,530 基	1,438 基	2,790 基	1,491 基	611 基

エリア	携帯トイレ(回数)	簡易トイレ(回数)
礫川エリア	57,600 回	1,340 回
大原エリア	57,600 回	1,350 回
大塚エリア	129,600 回	3,740 回
音羽エリア	14,480 回	140 回
湯島・本郷エリア	72,210 回	1,940 回
向丘エリア	43,200 回	1,940 回
根津エリア	14,400 回	140 回
汐見エリア	57,600 回	1,940 回
駒込エリア	28,850 回	1,340 回
合計	475,540 回	13,870 回

表II-11 災害用トイレの過不足状況（エリア別）

エリア		災害用トイレの過不足状況(基)				
		1～3日	4日～1週間	1～2週間	2週間～1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
礫川エリア	確保可能基数	221 基	221 基	255 基	266 基	277 基
	過不足	65 基	79 基	-21 基	119 基	217 基
	確保率	142.1%	155.9%	92.50%	180.6%	459.8%
	携帯トイレ数	57,600 回分				
	簡易トイレ数	1,340 回分				
大原エリア	確保可能基数	187 基	187 基	217 基	228 基	238 基
	過不足	-80 基	-56 基	-254 基	-24 基	135 基
	確保率	70.06%	76.85%	46.15%	90.4%	230.6%
	携帯トイレ数	57,600 回分				
	簡易トイレ数	1,350 回分				
大塚エリア	確保可能基数	377 基	377 基	452 基	477 基	502 基
	過不足	143 基	150 基	10 基	241 基	405 基
	確保率	161.0%	165.8%	102.36%	202.1%	518.7%
	携帯トイレ数	129,600 回分				
	簡易トイレ数	3,740 回分				
音羽エリア	確保可能基数	107 基	107 基	123 基	128 基	133 基
	過不足	36 基	43 基	-2 基	61 基	106 基
	確保率	151.4%	166.2%	98.13%	191.5%	486.3%
	携帯トイレ数	14,480 回分				
	簡易トイレ数	140 回分				
湯島・本郷エリア	確保可能基数	255 基	255 基	308 基	326 基	344 基
	過不足	147 基	157 基	118 基	225 基	302 基
	確保率	237.0%	259.9%	162.0%	321.0%	825.3%
	携帯トイレ数	72,210 回分				
	簡易トイレ数	1,940 回分				
向丘エリア	確保可能基数	117 基	117 基	143 基	151 基	160 基
	過不足	17 基	26 基	-35 基	57 基	121 基
	確保率	116.6%	127.9%	80.42%	159.5%	412.3%
	携帯トイレ数	43,200 回分				
	簡易トイレ数	1,940 回分				
根津エリア	確保可能基数	51 基	51 基	63 基	67 基	71 基
	過不足	-69 基	-63 基	-158 基	-51 基	23 基
	確保率	42.31%	44.57%	28.44%	56.60%	146.6%
	携帯トイレ数	14,400 回分				
	簡易トイレ数	140 回分				
汐見エリア	確保可能基数	166 基	166 基	204 基	217 基	230 基
	過不足	-153 基	-145 基	-399 基	-106 基	98 基
	確保率	51.95%	53.30%	33.85%	67.30%	173.8%
	携帯トイレ数	57,600 回分				
	簡易トイレ数	1,940 回分				
駒込エリア	確保可能基数	123 基	123 基	152 基	161 基	171 基
	過不足	-33 基	-23 基	-132 基	10 基	109 基
	確保率	79.04%	83.94%	53.46%	106.5%	274.8%
	携帯トイレ数	28,850 回分				
	簡易トイレ数	1,340 回分				
文京区全体	過不足	74 基	166 基	-873 基	531 基	1515 基
	確保率	104.8%	111.5%	68.72%	135.6%	347.8%
	携帯トイレ数	475,540 回分				
	簡易トイレ数	13,870 回分				

注）災害用トイレ：仮設トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ、建物内常設トイレ・公衆トイレのうち「くみ取り」又は「代替水利用」が可能なトイレ

トイレの過不足状況に、現在、対象施設に配備している携帯トイレ及び簡易トイレを使用した場合の状況を試算※した。

区はその他に、拠点倉庫等に約 16 万回分の携帯トイレを備蓄しており、必要に応じて不足する施設に輸送する等が考えられる。

※ 携帯・簡易トイレの必要回数は、不足するトイレ基数分の対象者（1基あたり50人）に対し、1人あたり1日5回分として算出している。

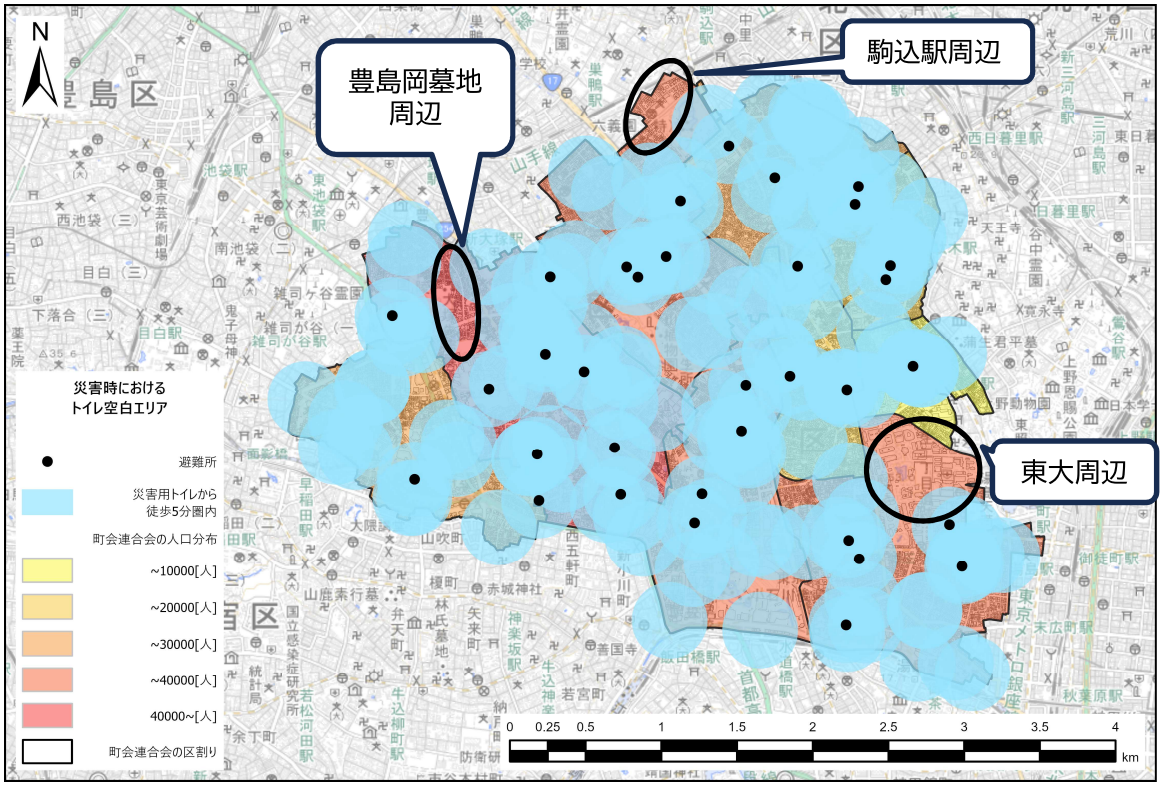
エリア		災害用トイレの過不足状況（基）				
		1～3日	4日～1週間	1～2週間	2週間～1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
礫川エリア	確保可能基数	221 基	221 基	255 基	266 基	277 基
	過不足	65 基	79 基	-21 基	119 基	217 基
	確保率	142.1%	155.9%	92.50%	180.6%	459.8%
	携帯・簡易トイレ必要回数	—	—	14,446 回	—	—
	過不足	—	—	44, 494 回	—	—
	携帯トイレ数	57,600 回分				
	簡易トイレ数	1,340 回分				
大原エリア	確保可能基数	187 基	187 基	217 基	228 基	238 基
	過不足	-80 基	-56 基	-254 基	-24 基	135 基
	確保率	70.06%	76.85%	46.15%	90.4%	230.6%
	携帯・簡易トイレ必要回数	59,827 回	56,222 回	177,603 回	16,942 回	—
	過不足	-877 回	-57,099 回	-234,701 回	-251,643 回	—
	携帯トイレ数	57,600 回分				
	簡易トイレ数	1,350 回分				
大塚エリア	確保可能基数	377 基	377 基	452 基	477 基	502 基
	過不足	143 基	150 基	10 基	241 基	405 基
	確保率	161.0%	165.8%	102.36%	202.1%	518.7%
	携帯・簡易トイレ必要回数	—	—	—	—	—
	過不足	—	—	—	—	—
	携帯トイレ数	129,600 回分				
	簡易トイレ数	3,740 回分				
音羽エリア	確保可能基数	107 基	107 基	123 基	128 基	133 基
	過不足	36 基	43 基	-2 基	61 基	106 基
	確保率	151.4%	166.2%	98.13%	191.5%	486.3%
	携帯・簡易トイレ必要回数	—	—	1,637 回	—	—
	過不足	—	—	12,983 回	—	—
	携帯トイレ数	14,480 回分				
	簡易トイレ数	140 回分				
湯島・本郷エリア	確保可能基数	255 基	255 基	308 基	326 基	344 基
	過不足	147 基	157 基	118 基	225 基	302 基
	確保率	237.0%	259.9%	162.0%	321.0%	825.3%
	携帯・簡易トイレ必要回数	—	—	—	—	—
	過不足	—	—	—	—	—
	携帯トイレ数	72,210 回分				
	簡易トイレ数	1,940 回分				

エリア		災害用トイレの過不足状況(基)				
		1～3日	4日～1週間	1～2週間	2週間～1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
向丘エリア	確保可能基数	117 基	117 基	143 基	151 基	160 基
	過不足	17 基	26 基	-35 基	57 基	121 基
	確保率	116.6%	127.9%	80.42%	159.5%	412.3%
	携帯･簡易トイレ必要回数	—	—	24,342 回	—	—
	過不足	—	—	20,798 回	—	—
	携帯トイレ数	43,200 回分				
	簡易トイレ数	1,940 回分				
根津エリア	確保可能基数	51 基	51 基	63 基	67 基	71 基
	過不足	-69 基	-63 基	-158 基	-51 基	23 基
	確保率	42.31%	44.57%	28.44%	56.60%	146.6%
	携帯･簡易トイレ必要回数	52,018 回	63,264 回	110,892 回	35,944 回	—
	過不足	-37,478 回	-100,742 回	-211,635 回	-247,578 回	—
	携帯トイレ数	14,400 回分				
	簡易トイレ数	140 回分				
汐見エリア	確保可能基数	166 基	166 基	204 基	217 基	230 基
	過不足	-153 基	-145 基	-399 基	-106 基	98 基
	確保率	51.95%	53.30%	33.85%	67.30%	173.8%
	携帯･簡易トイレ必要回数	115,102 回	145,359 回	279,608 回	73,877 回	—
	過不足	-55,562 回	-200,867 回	-480,475 回	-554,351 回	—
	携帯トイレ数	57,600 回分				
	簡易トイレ数	1,940 回分				
駒込エリア	確保可能基数	123 基	123 基	152 基	161 基	171 基
	過不足	-33 基	-23 基	-132 基	10 基	109 基
	確保率	79.04%	83.94%	53.46%	106.5%	274.8%
	携帯･簡易トイレ必要回数	24,409 回	23,479 回	92,444 回	—	—
	過不足	5,781 回	-17,698 回	-110,142 回	—	—
	携帯トイレ数	28,850 回分				
	簡易トイレ数	1,340 回分				
文京区全体	過不足	74 基	166 基	-873 基	531 基	1515 基
	確保率	104.8%	111.5%	68.72%	135.6%	347.8%
	携帯･簡易トイレ必要回数	—	—	610,884 回	—	—
	過不足	—	—	-121,474 回	—	—
	携帯トイレ数	475,540 回分				
	簡易トイレ数	13,870 回分				

(2)災害時のトイレ空白エリア

災害用トイレを適切な場所に配置する指標として、災害時に使用できるトイレがある施設の徒歩約5分圏(半径 250m円)外を災害時のトイレ空白エリアとした。

令和8年4月1日時点の町丁目人口をもとに作成した人口分布や一時滞在施設の分布と重ね合わせてみると、下図の黒枠の場所が、空白エリアのなかでも人数が多く、新たなトイレ配置を検討する必要がある。



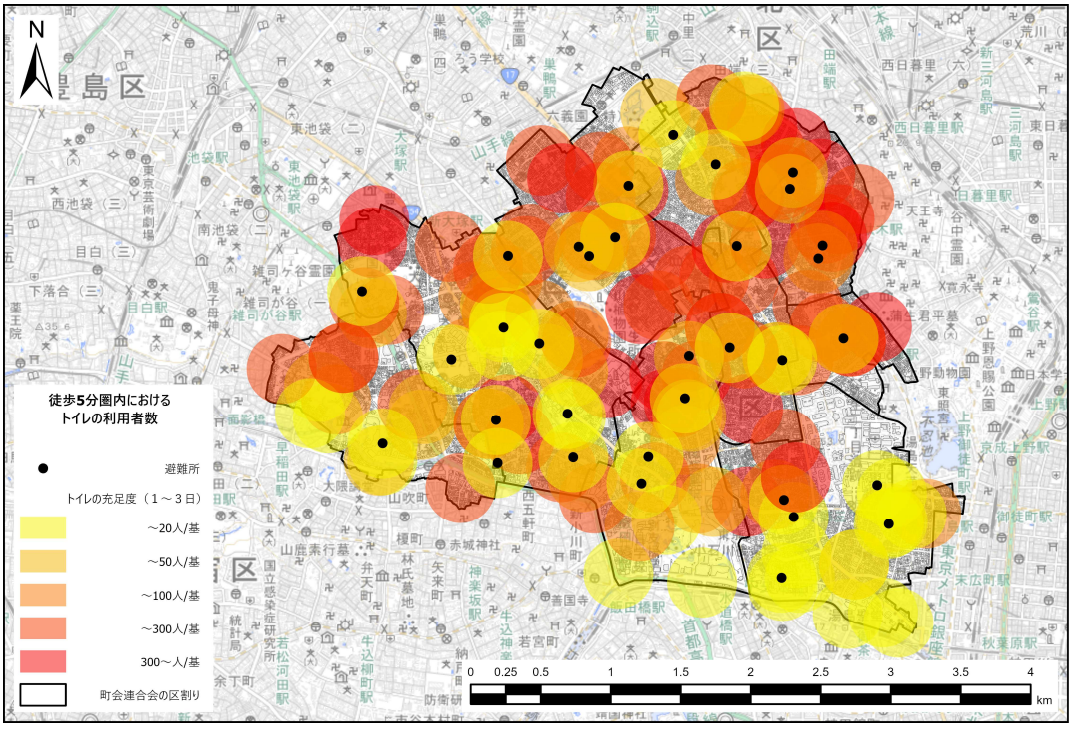
図II-7 災害時のトイレ空白エリア

(3)各施設のトイレの充足度

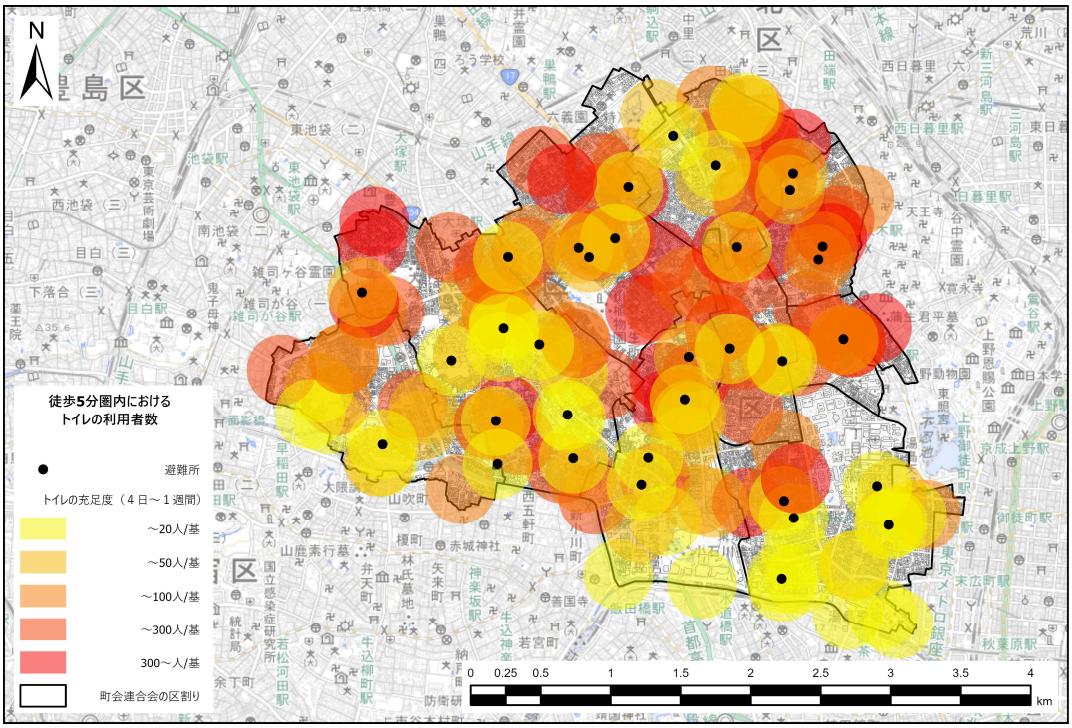
災害時に使用できるトイレがある施設のトイレ充足度を評価する指標として、施設のトイレを利用することが想定される利用者数を、設置されている災害用トイレの基数で割ることで算出した。

下図の赤円で示した施設については、災害用トイレ1基当たり、スフィア基準の 10 倍以上の利用者数の想定となっており、災害用トイレの増設が必要である。

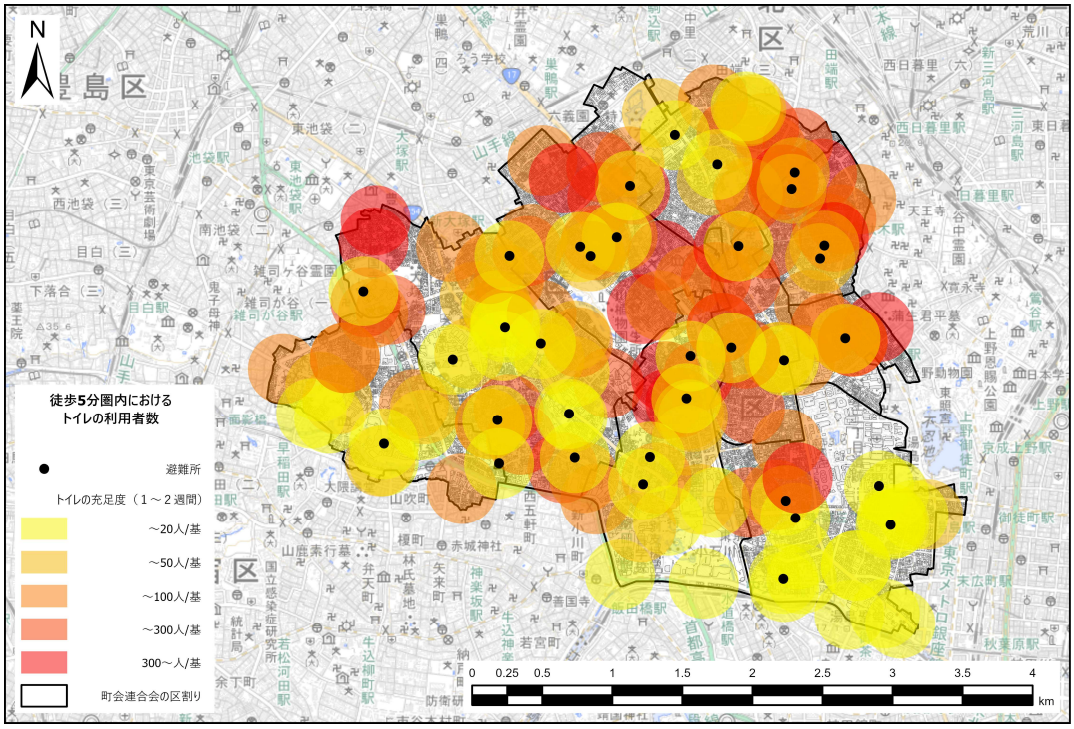
フェーズが進むごとに、使用可能なトイレが増えていき、トイレ空白エリアが減るとともに、1 基あたりのトイレの利用者数が減り、フェーズ3(1～2 週間)以降はスフィア基準(20 人/基)を満たしていく箇所が多くなることがわかる。



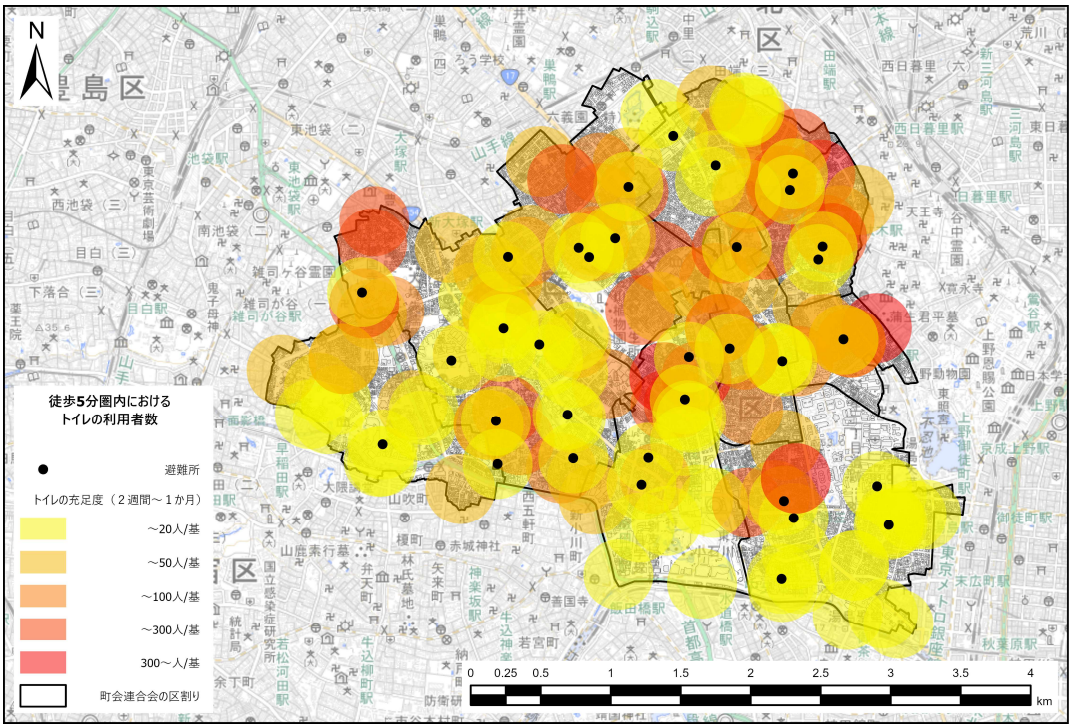
図II-8 各施設のトイレの充足度（１～３日）（区全体）



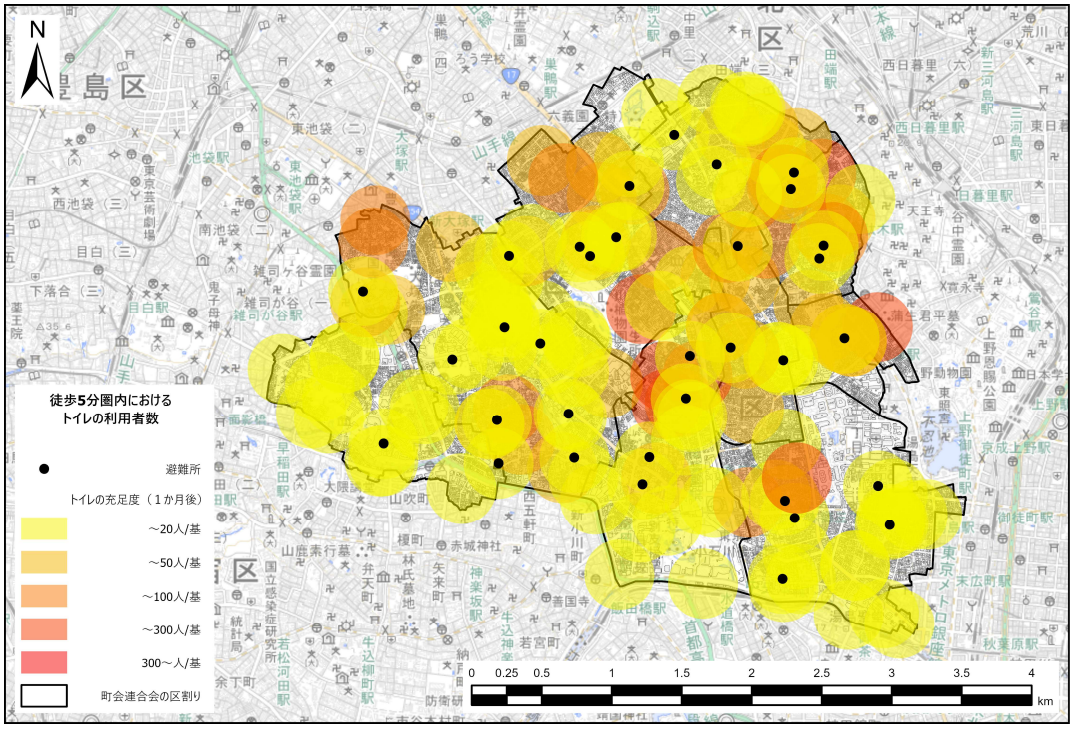
図II-9 各施設のトイレの充足度（４日～１週間）（区全体）



図II-10 各施設のトイレの充足度（１～２週間）（区全体）



図II-11 各施設のトイレの充足度（２週間～１か月）（区全体）



図II-12 各施設のトイレの充足度（１か月後）（区全体）

4. 施設の耐震化や代替水等の現状

災害用トイレが設置されている施設において、下水道施設等の耐震化の状況を詳細にみると、以下のとおりである。本区の下水道管や処理施設の耐震化は、防災上重要な施設（避難所）について耐震化率は100%となっている。下水道施設の耐震化を含め未耐震施設については、今後関係機関と連携し検討する。

表II-12 施設の耐震化の状況（整理例）

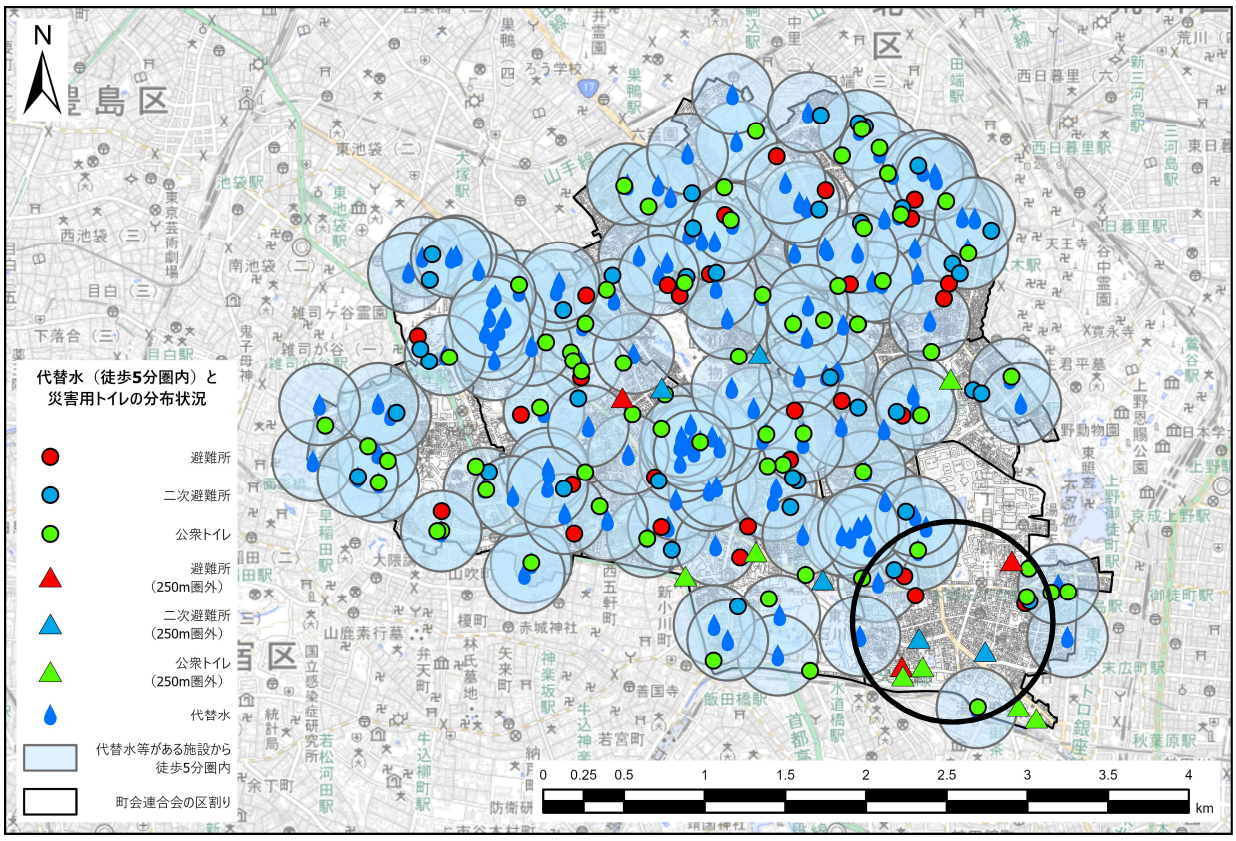
施設	地域防災計画 位置付け	施設数	下水道施設等 施設の耐震化状況
区立小・中学校等	避難所	31	施設の耐震化、下水道施設の耐震化は完了しているが、施設トイレ排水管から公設汚水桝までの耐震化が完了していない。
体育館	避難所	1	
教育センター	避難所	1	
地域活動センター	二次的な避難所	9	施設の耐震化は完了している。 下水道施設の耐震化は東京都下水道局により順次進められている。 一方で、施設トイレ排水管から公設汚水桝までの耐震化が完了していない。
アカデミー	二次的な避難所	6	
交流館	二次的な避難所	4	
会館	二次的な避難所	6	
幼稚園	二次的な避難所	10	
児童館	二次的な避難所	16	
男女平等センター	二次的な避難所	1	
勤労福祉会館	二次的な避難所	1	
公園等	公衆トイレ等	73	・すべての施設が未耐震である。

※「文京区が所有する公共建築物の耐震化整備プログラム（平成28年11月）」により、「防災上重要な公共建築物」及び「その他防災上重要な公共建築物」は、平成27年度末に耐震化率100%となっている。
※東京都下水道局は、避難所など災害時重要施設について、下水道施設（下水道本管～公設汚水桝）の耐震化を進めており、避難所については耐震化が完了している。
※施設の耐震化とは新耐震基準（1981年に制定された震度6～7程度の地震でも倒壊・崩壊しないように計算された構造基準）に適合するもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられた建物である。
※排水設備の耐震化とはトイレ排水管と下水道公設桝との接続が、耐震化（フレキシブル対応等）された配管構造である。

被災後、断水した場合、災害対応型常設トイレが設置されている施設では、区設貯水槽、災害用井戸等の代替水を利用して、トイレを使用する。また、マンホールトイレについては、水洗用水として利用する。本区における代替水等の設置箇所や貯水量は以下のとおりである。

表II-13 代替水等の状況

種類 エリア	区設貯水槽				災害用井戸	
	20t	40t	100t	350t	区有	協定
礫川エリア	－	3箇所	－	－	－	11箇所
大原エリア	－	6箇所	－	－	6箇所	13箇所
大塚エリア	－	4箇所	－	1箇所	7箇所	33箇所
音羽エリア	－	4箇所	1箇所	－	4箇所	6箇所
湯島・本郷エリア	－	1箇所	－	－	4箇所	9箇所
向丘エリア	－	5箇所	－	－	2箇所	4箇所
根津エリア	－	2箇所	－	－	－	－
汐見エリア	1箇所	3箇所	－	－	2箇所	1箇所
駒込エリア	－	3箇所	－	－	2箇所	10箇所
合計	1箇所	31箇所	1箇所	1箇所	27箇所	87箇所



図II-13 代替水等のある施設の分布状況（区全体）

特に湯島・本郷エリア（上図内黒丸）では、トイレはあるが代替水が近くに無いため、代替水の確保が課題である。

表II-14 湯島・本郷エリアにおける徒歩5分圏内（250m）に代替水がない施設の最寄りの代替水

トイレの施設名	最寄りの代替水までの距離[m]	最寄りの代替水のある施設名もしくは位置
本郷給水所公苑	430	本郷 1-20-6
聖堂際公衆便所	370	お茶の水橋際グリーンスポット
元町公園	360	本郷 1-20-6
本郷会館	360	本郷 1-20-6
湯島幼稚園	360	お茶の水橋際グリーンスポット
湯島児童館	360	お茶の水橋際グリーンスポット
教育センター	330	心城院
元町ウェルネスパーク	320	本郷 1-20-6
お茶の水公園	260	お茶の水橋際グリーンスポット

■発災後から使用可能な災害用トイレ

地区	施設名	種別	基数
礫川エリア	柳町小学校	マンホールトイレ(敷地内)	5
	礫川小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	柳町小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	指ヶ谷小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	第三中学校	マンホールトイレ(公道上)	5
大原エリア	文京宮下公園	マンホールトイレ(敷地内)	2
	六義公園	マンホールトイレ(敷地内)	4
	西原町児童遊園	マンホールトイレ(敷地内)	2
	林町小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	明化小学校	マンホールトイレ(公道上)	2
	駕籠町小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	第十中学校	マンホールトイレ(公道上)	5
大塚エリア	窪町小学校	マンホールトイレ(敷地内)	1
	新大塚公園	マンホールトイレ(敷地内)	3
	大塚仲町公園	マンホールトイレ(敷地内)	2
	教育の森公園(野外スタンド)	マンホールトイレ(敷地内)	9
	青柳小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	小日向台町小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	金富小学校	マンホールトイレ(公道上)	2
	窪町小学校	マンホールトイレ(公道上)	4
	大塚小学校	マンホールトイレ(公道上)	2
	第一中学校	マンホールトイレ(公道上)	6
	茗台中学校	マンホールトイレ(公道上)	6
	音羽中学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	文京江戸川橋体育館	マンホールトイレ(公道上)	2
	(文京福祉センター江戸川橋)	マンホールトイレ(敷地内)	6
音羽エリア	江戸川公園	マンホールトイレ(敷地内)	5
	関口三丁目公園	マンホールトイレ(敷地内)	2
	目白台運動公園	マンホールトイレ(敷地内)	16
	関口台小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
湯島・本郷エリア	男女平等センター	マンホールトイレ(敷地内)	2
	元町公園	マンホールトイレ(敷地内)	4
	切通公園	マンホールトイレ(敷地内)	2
	教育センター	マンホールトイレ(敷地内)	7
	本郷五丁目児童遊園	マンホールトイレ(敷地内)	1
	湯島小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	本郷小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	元町ウェルネスパーク	マンホールトイレ(公道上)	5
	本郷台中学校	マンホールトイレ(公道上)	4
	教育センター	マンホールトイレ(公道上)	1

地区	施設名	種別	基数
向丘エリア	誠之小学校	マンホールトイレ(敷地内)	2
	第六中学校	マンホールトイレ(敷地内)	2
	大観音児童遊園	マンホールトイレ(敷地内)	2
	誠之小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	駒本小学校	マンホールトイレ(公道上)	2
	第六中学校	マンホールトイレ(公道上)	3
根津エリア	根津小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
汐見エリア	千駄木小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	汐見小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	第八中学校	マンホールトイレ(公道上)	2
	文林中学校	マンホールトイレ(公道上)	2
駒込エリア	昭和小学校	マンホールトイレ(公道上)	3
	第九中学校	マンホールトイレ(公道上)	5

■復旧により使用可能な災害用トイレ

地区	施設名	種別	基数
礫川エリア	礫川小学校	建物内常設トイレ	35
	柳町小学校	建物内常設トイレ	71
	指ヶ谷小学校	建物内常設トイレ	33
	第三中学校	建物内常設トイレ	60
	礫川地域活動センター	建物内常設トイレ	9
	アカデミー文京	建物内常設トイレ	7
	柳町幼稚園	建物内常設トイレ	5
	後楽幼稚園	建物内常設トイレ	2
	柳町児童館	建物内常設トイレ	14
	富坂上公衆便所	公衆トイレ等	1
	礫川公園	公衆トイレ等	3
	小石川一丁目児童遊園	公衆トイレ等	1
	八千代町児童遊園	公衆トイレ等	1
	後楽橋際公衆便所	公衆トイレ等	4
	後楽公園	公衆トイレ等	5
	船河原橋際公衆便所	公衆トイレ等	4
	白鳥橋際公衆便所	公衆トイレ等	1
	白山二丁目第二児童遊園	公衆トイレ等	1
	白山二丁目児童遊園	公衆トイレ等	1
大原エリア	林町小学校	建物内常設トイレ	47
	明化小学校	建物内常設トイレ	42
	駕籠町小学校	建物内常設トイレ	36
	第十中学校	建物内常設トイレ	33
	大原地域活動センター	建物内常設トイレ	8
	アカデミー千石	建物内常設トイレ	3
	白山交流館	建物内常設トイレ	8
	駕籠町会館	建物内常設トイレ	3
	明化幼稚園	建物内常設トイレ	6
	千石西児童館	建物内常設トイレ	7
	千石公園	公衆トイレ等	4
	猫又橋際公衆便所	公衆トイレ等	3
	文京宮下公園	公衆トイレ等	4
	白山坂上公衆便所	公衆トイレ等	2
	白山四丁目第二児童遊園	公衆トイレ等	1
	白山五丁目児童遊園	公衆トイレ等	1
	白山公園	公衆トイレ等	4
	駕籠町公園	公衆トイレ等	1
	六義公園	公衆トイレ等	4

地区	施設名	種別	基数
大塚エリア	文京江戸川橋体育館 （文京福祉センター江戸川橋）	建物内常設トイレ	24
	青柳小学校	建物内常設トイレ	39
	小日向台町小学校	建物内常設トイレ	28
	金富小学校	建物内常設トイレ	46
	窪町小学校	建物内常設トイレ	51
	大塚小学校	建物内常設トイレ	28
	第一中学校	建物内常設トイレ	37
	茗台中学校	建物内常設トイレ	27
	音羽中学校	建物内常設トイレ	62
	大塚地域活動センター	建物内常設トイレ	8
	アカデミー音羽	建物内常設トイレ	9
	アカデミー茗台	建物内常設トイレ	13
	かるた記念大塚会館	建物内常設トイレ	4
	大塚北会館	建物内常設トイレ	4
	青柳幼稚園	建物内常設トイレ	2
	小日向台町幼稚園	建物内常設トイレ	2
	久堅児童館	建物内常設トイレ	4
	水道児童館	建物内常設トイレ	3
	小日向台町児童館	建物内常設トイレ	5
	大塚児童館	建物内常設トイレ	4
	新大塚公園	公衆トイレ等	4
	大塚仲町公園	公衆トイレ等	3
	大塚窪町公園	公衆トイレ等	4
	教育の森公園（管理棟）	公衆トイレ等	4
	教育の森公園（ちびっこ広場）	公衆トイレ等	1
	教育の森公園（野外スタンド）	公衆トイレ等	4
	窪町東公園内公衆便所	公衆トイレ等	4
	大塚公園	公衆トイレ等	4
	護国寺前公衆便所	公衆トイレ等	4
	小石川四丁目児童遊園	公衆トイレ等	2
	播磨坂公衆便所	公衆トイレ等	5
	久堅公園	公衆トイレ等	2
	竹早公園	公衆トイレ等	5
	小日向公園	公衆トイレ等	1
	茗荷谷児童遊園	公衆トイレ等	1
	水道一丁目児童遊園	公衆トイレ等	2

地区	施設名	種別	基数
音羽エリア	関口台町小学校	建物内常設トイレ	48
	音羽地域活動センター	建物内常設トイレ	8
	目白台交流館	建物内常設トイレ	5
	目白台児童館	建物内常設トイレ	4
	目白台第二児童館	建物内常設トイレ	5
	肥後細川庭園	建物内常設トイレ	5
	目白台運動公園	建物内常設トイレ	2
	関口一丁目公衆便所	公衆トイレ等	2
	江戸川公園	公衆トイレ等	4
	江戸川公園内公衆便所	公衆トイレ等	4
	関口台公園	公衆トイレ等	2
	関口三丁目公園	公衆トイレ等	4
	肥後細川庭園	公衆トイレ等	4
	目白台運動公園（グラウンド側）	公衆トイレ等	2
	目白台運動公園	公衆トイレ等	7
	目白台一丁目遊び場	公衆トイレ等	1
湯島・本郷エリア	湯島小学校	建物内常設トイレ	51
	本郷小学校	建物内常設トイレ	51
	元町ウェルネスパーク	建物内常設トイレ	59
	本郷台中学校	建物内常設トイレ	49
	教育センター	建物内常設トイレ	27
	アカデミー湯島	建物内常設トイレ	5
	本郷会館	建物内常設トイレ	4
	認定こども園元町幼稚園	建物内常設トイレ	2
	湯島児童館	建物内常設トイレ	4
	本郷児童館	建物内常設トイレ	13
	男女平等センター	建物内常設トイレ	9
	元町公園	公衆トイレ等	4
	本郷給水所公苑	公衆トイレ等	2
	真砂坂公衆便所	公衆トイレ等	1
	お茶の水公園	公衆トイレ等	2
	聖堂際公衆便所	公衆トイレ等	3
	御茶の水橋際公衆便所	公衆トイレ等	4
	新花公園	公衆トイレ等	3
	湯島三丁目児童遊園	公衆トイレ等	1
	湯島天神境内公衆便所	公衆トイレ等	14
	切通公園	公衆トイレ等	4
向丘エリア	誠之小学校	建物内常設トイレ	47
	駒本小学校	建物内常設トイレ	28
	第六中学校	建物内常設トイレ	29
	向丘地域活動センター	建物内常設トイレ	12
	アカデミー向丘	建物内常設トイレ	12
	白山東会館	建物内常設トイレ	3
	第一幼稚園	建物内常設トイレ	3
	白山東児童館	建物内常設トイレ	5

	西片公園内公衆便所	公衆トイレ等	3
	蓬莱町公衆便所	公衆トイレ等	3
	大観音児童遊園	公衆トイレ等	1
根津エリア	根津小学校	建物内常設トイレ	44
	根津交流館	建物内常設トイレ	3
	根津幼稚園	建物内常設トイレ	2
	根津児童館	建物内常設トイレ	5
	根津神社表参道際公衆便所	公衆トイレ等	4
	根津神社境内公衆便所	公衆トイレ等	7
	根津二丁目児童遊園	公衆トイレ等	1
	農学部際公衆便所	公衆トイレ等	2
汐見エリア	千駄木小学校	建物内常設トイレ	49
	汐見小学校	建物内常設トイレ	52
	第八中学校	建物内常設トイレ	42
	文林中学校	建物内常設トイレ	53
	汐見地域活動センター	建物内常設トイレ	4
	千駄木交流館	建物内常設トイレ	8
	千駄木幼稚園	建物内常設トイレ	3
	しおみ児童館	建物内常設トイレ	3
	駒込林町公園	公衆トイレ等	1
	須藤公園	公衆トイレ等	4
	千駄木公園	公衆トイレ等	1
駒込エリア	昭和小学校	建物内常設トイレ	59
	第九中学校	建物内常設トイレ	42
	駒込地域活動センター	建物内常設トイレ	21
	動坂会館	建物内常設トイレ	3
	本駒込幼稚園	建物内常設トイレ	2
	本駒込南児童館	建物内常設トイレ	4
	本駒込児童館	建物内常設トイレ	3
	勤労福祉会館	建物内常設トイレ	12
	浅嘉町公衆便所	公衆トイレ等	1
	駕籠町公衆便所	公衆トイレ等	4
	本駒込三丁目児童遊園	公衆トイレ等	1
	駒込公園内公衆便所	公衆トイレ等	4
	神明公園	公衆トイレ等	2
	動坂公園	公衆トイレ等	1
	神明都電車庫跡公園	公衆トイレ等	4

5. 災害時のし尿処理体制

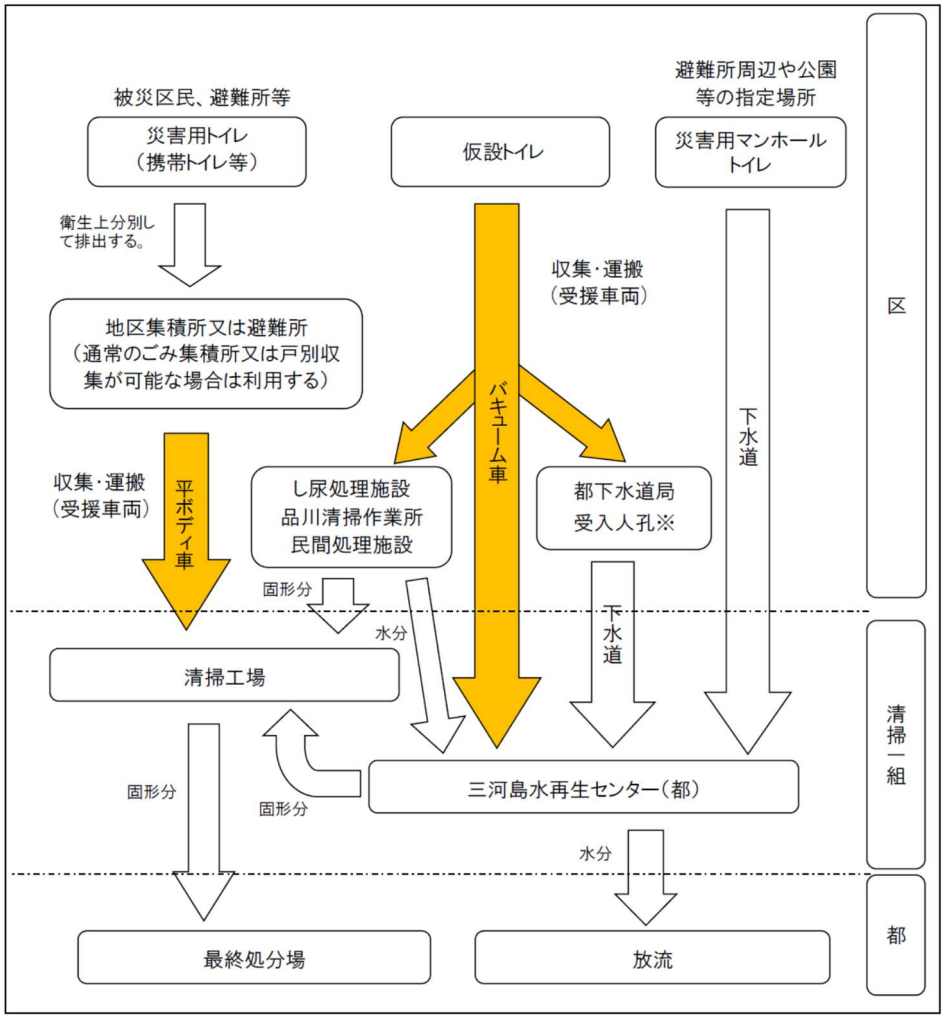
発災によって断水が発生した場合でも、下水道が使用でき、かつ水洗用の生活用水を確保できるとき、水洗トイレを利用することができる。

しかし、下水道が被害を受けた場合や生活用水を確保できない場合は、衛生上の観点からも直ちに水洗トイレの使用を控え、災害用トイレを使用する必要がある。

災害時のし尿処理については、「文京区地域防災計画」及び「文京区災害廃棄物処理計画」に基づき対応するものとする。

表II-15 文京区災害廃棄物処理計画におけるし尿処理に係る取組内容

項目	取組内容
し尿処理の準備	・し尿の処理方針の確認　・組織編成の実施 ・避難所等のトイレの設置
し尿収集計画の策定	・発生量の推計　・必要な資機材の量の推計 ・資機材等の要請　・都への資機材等の広域応援要請
し尿の収集	・し尿処理施設の確認　・収集運搬の開始



※ 文京区本駒込6-1-15 の都道車道上及び文京区大塚3-28-12 の区道車道上人孔を使用する。

図II-14 し尿処理の基本フロー（文京区災害廃棄物処理計画）

6. 災害時トイレの確保・管理に関する取組と主要課題

(1)災害時のトイレ確保上の課題

避難所として指定されている小・中学校等について、建物の耐震化がされていることを踏まえ、施設内のトイレを利用することを基本とするが、各施設から公設汚水桝までの接続部の耐震化が終了していないため、災害時の使用に当たっては、最初に使用可否を確認する必要がある。

一方で、「3(3) 各施設のトイレの充足度」をみると、発災直後、1基当たり 70 人以上のトイレ利用者に対応しなければならない施設が多く、既設トイレだけでなく、マンホールトイレ、仮設トイレ(調達)にて対応することが必要である。

また、「災害時のトイレ空白エリア」をみると、人口が集積しているにもかかわらず、災害用トイレがないエリアもあり、新たなトイレ配置を検討する必要がある。

(2)災害時のトイレ管理上の課題

区では、地域防災計画内で、トイレ環境の整備について、要配慮者・女性・こどもなど、多様な利用者のニーズに配慮するとともに、避難所運営を担う区民等の協力を得て、衛生的な環境を確保していくことを位置付けている。また、「文京区避難所運営ガイドライン」を作成しているが、各避難所の個別マニュアルは作成途上である。このため、各避難所における個別マニュアルの作成に向けた支援を引き続き実施していくとともに、災害用トイレの利用・設置方法に係るマニュアルを整備し、訓練の実施をとおして、災害用トイレを設置・運用できる人材の育成を推進する。

あわせて、防犯対策に資する照明器具や防犯ブザー、衛生管理に必要な物資などの備蓄等に努めていく必要がある。

(3)自助・共助の取組の推進上の課題

区内には、帰宅困難者や在宅避難者が多く想定されるエリアがあり、区民や事業者に対して、携帯・簡易トイレ等の備蓄に努めるように普及啓発していく必要がある。

そこで区では、地域の防災訓練等を通じて、災害時のトイレ使用方法や携帯トイレの備蓄の必要性について普及啓発を行っている。現在実施している普及啓発活動は一定の効果はあると思われるが、防災イベントや防災講座に参加するのは、潜在的に防災意識がある方々である。

一方、災害時のトイレ利用で本当に困るのは、防災イベントや防災講座に参加しておらず、平常時から防災意識をあまり持ち合わせていない方々であると推察される。

今後、このような方々に対して、どのような対策を実施すれば防災意識を啓発することができるのか検討する必要がある。

(4)本区のエリア別の課題

1)礫川エリア

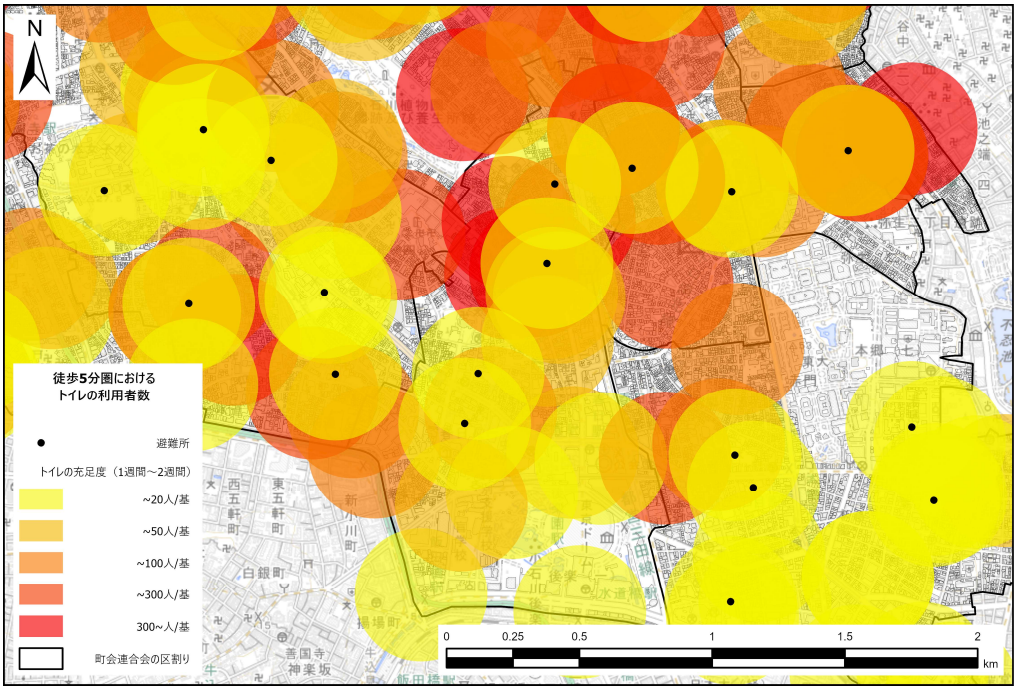
礫川エリアは、業務・事務所機能や集客施設が集積しており、1日平均乗車人員が多い春日駅が位置するため、地震による被害を受けた場合、多くの帰宅困難者の発生が想定される。

現状、一時滞在施設が 9 か所、避難所が 4 か所指定されており、災害対応型常設トイレの利用も可能となっているが、「3(3) 各施設のトイレの充足度」をみると、1基当たりで対応しなければならないトイレ利用者も多く、さらに、災害用トイレの確保に努めていく必要がある。

エリア南西部でトイレの空白エリアがあり、可能な場所へのマンホールトイレ、仮設トイレ(調達)の設置を検討していく必要がある。

また、事業者に対しては、携帯・簡易トイレの備蓄について、啓発していく必要がある。

エリア		災害用トイレの過不足状況(基)				
		1~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
礫川エリア	確保可能基数	221 基	221 基	255 基	266 基	277 基
	過不足	65 基	79 基	-21 基	119 基	217 基
	確保率	142.1%	155.9%	92.50%	180.6%	459.8%
	徒歩 5 分圏外の利用者数	2307 人	1605 人	100 人	50 人	23 人
	携帯トイレ数	57,600 回分				
	簡易トイレ数	1,340 回分				



図II-15 礫川エリアで最もトイレが不足する際（１～２週間）の充足度

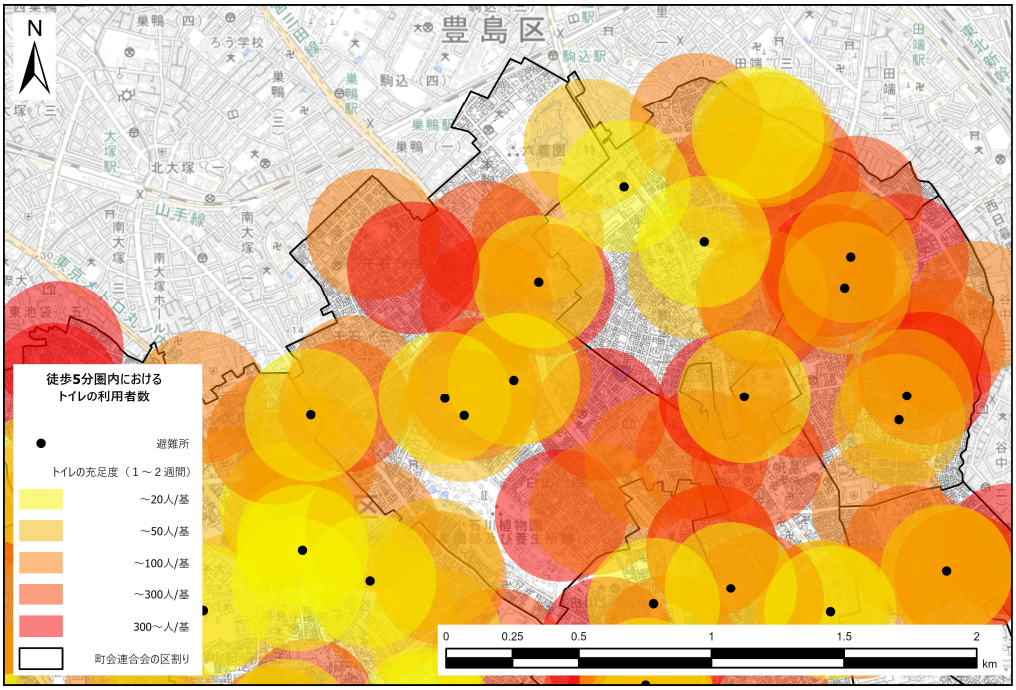
2)大原エリア

大原エリアは、木造住宅密集地域が存在し、狭い道路も多く、建物倒壊危険度も高いことから、地震発生時には、区内でも避難者数が多いエリアの1つである。エリア最北部の駒込駅、巣鴨駅付近及び南部の白山4丁目～5丁目にトイレ空白エリアがあり、私立学校等へのトイレ利用の要請等を行い、トイレの確保に努める必要がある。

避難所として指定されている小・中学校等について、建物の耐震化が完了していることから、使用可否を確認した上で施設内のトイレを利用することを基本とし、上下水道の被害も考慮し補完的に携帯・簡易トイレや代替水を活用する。

避難者数に対して、初期からトイレが不足するため、優先的にマンホールトイレ、仮設トイレ(調達)の設置を行う必要がある。また、緊急輸送道路や細街路の閉塞に備え、携帯・簡易トイレやトイレ環境の整備に係る物資について、避難所等へ分散備蓄していく必要がある。

エリア		災害用トイレの過不足状況(基)				
		1~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
大原エリア	確保可能基数	187 基	187 基	217 基	228 基	238 基
	過不足	-80 基	-56 基	-254 基	-24 基	135 基
	確保率	70.06%	76.85%	46.15%	90.4%	230.6%
	徒歩 5 分圏外の利用者数	4228 人	2942 人	307 人	155 人	71 人
	携帯トイレ数	57,600 回分				
	簡易トイレ数	1,350 回分				



図II-16 大原エリアで最もトイレが不足する際（１～２週間）の充足度

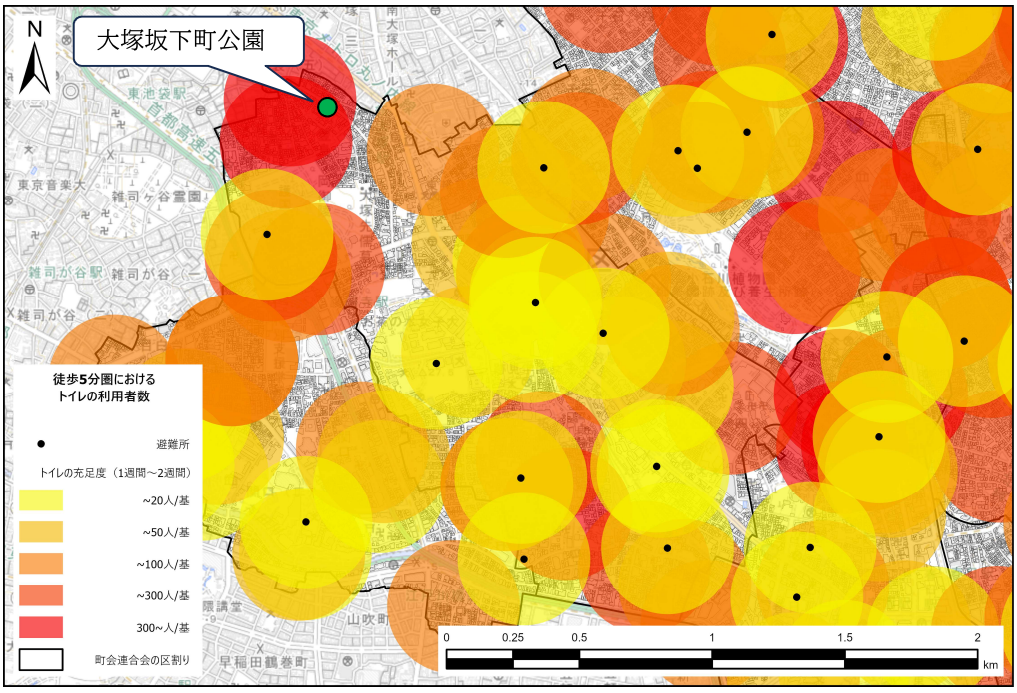
3)大塚エリア

大塚エリアは、最も面積が広いエリアで、避難者も多く発生すると考えられるエリアである。震災時の建物倒壊危険度は極めて低く、エリア住民は、在宅避難が基本となるものと考えられ、総じてトイレ利用者は区内では少ないエリアである。一方で、停電の影響により、中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難となり、十分な備えがない場合、在宅避難が困難化することが想定される。マンション居住者に対して、排水設備等の破損により、多数の居住者が水洗トイレの利用困難となることが想定されるため、携帯・簡易トイレの備蓄について啓発していくとともに、マンション管理組合に対しては、自助・共助の取組に係る防災計画の作成、給排水管の点検促進、発災時の給排水管の点検方法の事前確認、訓練の実施等について促していく必要がある。

一方で、茗荷谷駅や新大塚駅、護国寺駅があり、帰宅困難者等も多く、初期にトイレが多く必要となると考えられるため、災害用トイレの確保に努めていく必要がある。また、事業者に対しては、携帯・簡易トイレの備蓄について、啓発していく必要がある。

また、エリアの北部・東部にトイレ空白エリアがあり、可能な場所へのマンホールトイレ、大塚坂下町公園等へ仮設トイレ(調達)の設置を検討していく必要がある。

エリア		災害用トイレの過不足状況(基)				
		1~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
大塚エリア	確保可能基数	377 基	377 基	452 基	477 基	502 基
	過不足	143 基	150 基	10 基	241 基	405 基
	確保率	161.0%	165.8%	102.36%	202.1%	518.7%
	徒歩 5 分圏外の利用者数	5935 人	4641 人	254 人	127 人	58 人
	携帯トイレ数	12,960 回分				
	簡易トイレ数	3,740 回分				



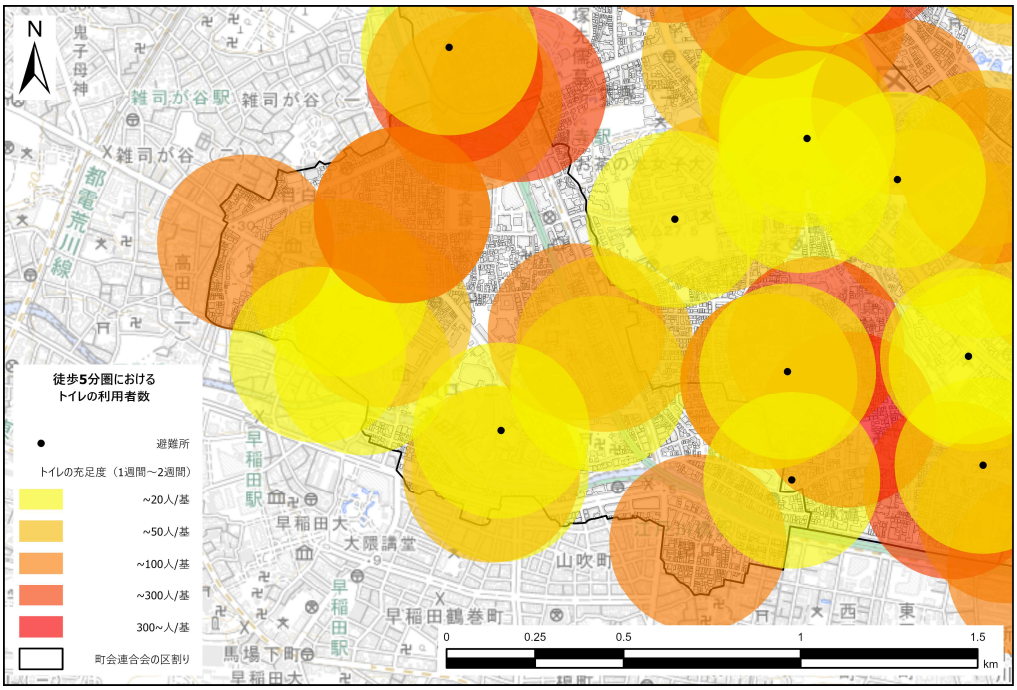
図II-17 大塚エリアで最もトイレが不足する際（１～２週間）の充足度

4）音羽エリア

音羽エリアは、大学等が多いものの、比較的避難者が少ないことが想定される。想定トイレ利用者数は区内で最も少なく、最もトイレが不足すると想定されるのはスフィア基準に切り替わる 1～2 週間である。

一時滞在施設が 1 か所、避難所が 1 か所指定されており、公衆・公園等トイレが 9 か所あるが、「3(3) 各施設のトイレの充足度」をみると、1基当たりで対応しなければならないトイレ利用者も多く、また目白台3丁目付近でトイレの空白エリアがある。そこで、さらに災害用トイレの確保に努めていく必要があり、付近の私立学校とトイレ利用に関する協定を結ぶなどしてトイレの確保を検討していくことが考えられる。また、事業者に対しては、携帯・簡易トイレの備蓄について、啓発していく必要がある。

エリア		災害用トイレの過不足状況(基)				
		1~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
音羽エリア	確保可能基数	107 基	107 基	123 基	128 基	133 基
	過不足	36 基	43 基	-2 基	61 基	106 基
	確保率	151.4%	166.2%	98.13%	191.5%	486.3%
	徒歩 5 分圏外の利用者数	1699 人	1183 人	219 人	110 人	50 人
	携帯トイレ数	14,480 回分				
	簡易トイレ数	140 回分				



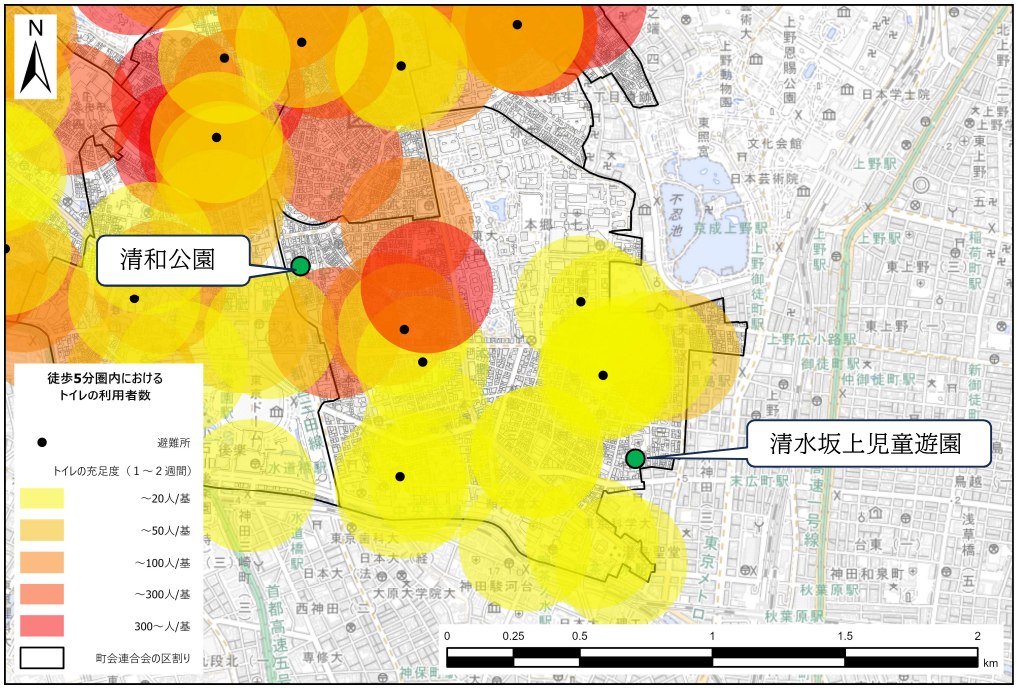
図II-18 音羽エリアで最もトイレが不足する際（１～２週間）の充足度

5)湯島・本郷エリア

湯島・本郷エリアは、駅が多いため、帰宅困難者が多い一方で、使用可能なトイレも多くなっている。帰宅困難者に対応できるよう、携帯・簡易トイレの帰宅困難者一時滞在施設等への備蓄が必要である。またエリアの北部（東大周辺エリア）、南部（大学病院エリア）でトイレの空白エリアがあり、トイレの使用に関する協定の締結や、可能な場所へのマンホールトイレ、清水坂上児童遊園、清和公園等への仮設トイレ（調達）の設置を検討していく必要がある。

また、湯島・本郷エリア南部では、代替水が周辺に無く、代替水の確保が課題になる。

エリア		災害用トイレの過不足状況（基）				
		1~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
湯島・本郷エリア	確保可能基数	255 基	255 基	308 基	326 基	344 基
	過不足	147 基	157 基	118 基	225 基	302 基
	確保率	237.0%	259.9%	162.0%	321.0%	825.3%
	徒歩 5 分圏外の利用者数	1895 人	1318 人	397 人	199 人	91 人
	携帯トイレ数	72,210 回分				
	簡易トイレ数	1,940 回分				



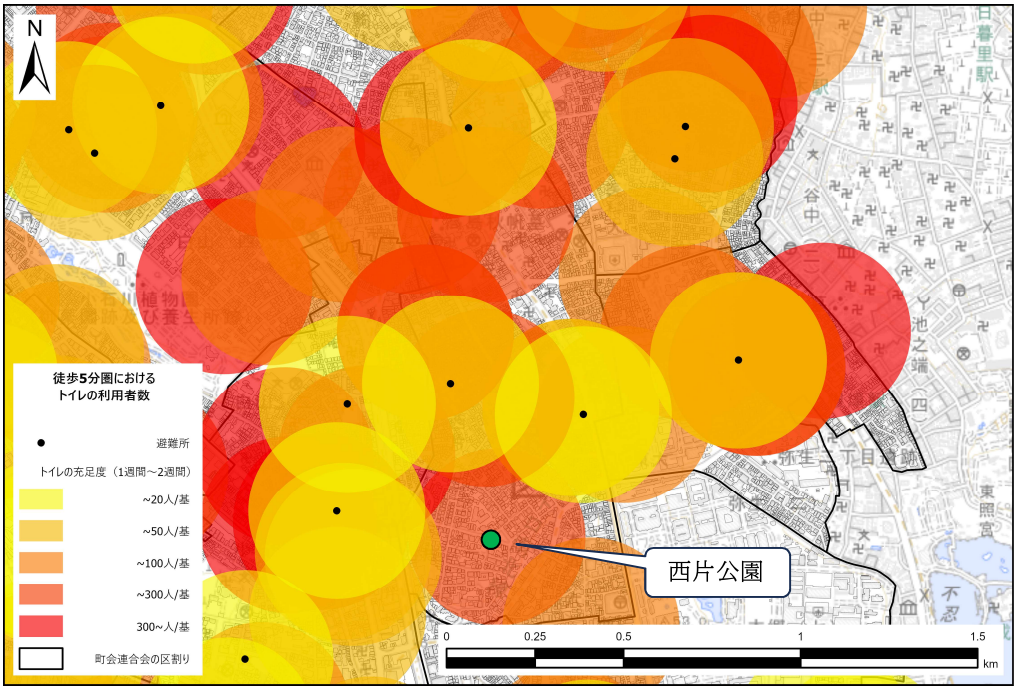
図II-19 湯島・本郷エリアで最もトイレが不足する際（１～２週間）の充足度

6)向丘エリア

向丘エリアは、物倒壊危険度が低く、建物倒壊等による避難者は少ないと想定され、エリア住民は、在宅避難が基本となるものと考えられ、総じてトイレ利用者は区内では少ないエリアである。一方で、停電の影響により、中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難となり、十分な備えがない場合、在宅避難が困難化することが想定される。マンション居住者に対して、排水設備等の破損により、多数の居住者が水洗トイレの利用困難となることが想定されるため、携帯・簡易トイレの備蓄について啓発していくとともに、マンション管理組合に対しては、自助・共助の取組に係る防災計画の作成、給排水管の点検促進、発災時の給排水管の点検方法の事前確認、訓練の実施等について促していく必要がある。

また、エリア北部の向丘1丁目、エリア南部の西片1丁目、本郷6丁目にはトイレ空白エリアがあり、西片公園等への仮設トイレ(調達)の設置や、都立高校、私立学校、東京大学農学部エリア等のトイレ利用について、協定を結んでいく必要がある。

エリア		災害用トイレの過不足状況(基)				
		1~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
向丘エリア	確保可能基数	117 基	117 基	143 基	151 基	160 基
	過不足	17 基	26 基	-35 基	57 基	121 基
	確保率	116.6%	127.9%	80.42%	159.5%	412.3%
	徒歩 5 分圏外の利用者数	2025 人	1410 人	121 人	61 人	28 人
	携帯トイレ数	43,200 回分				
	簡易トイレ数	1,940 回分				



図II-20 向丘エリアで最もトイレが不足する際（１～２週間）の充足度

7)根津エリア

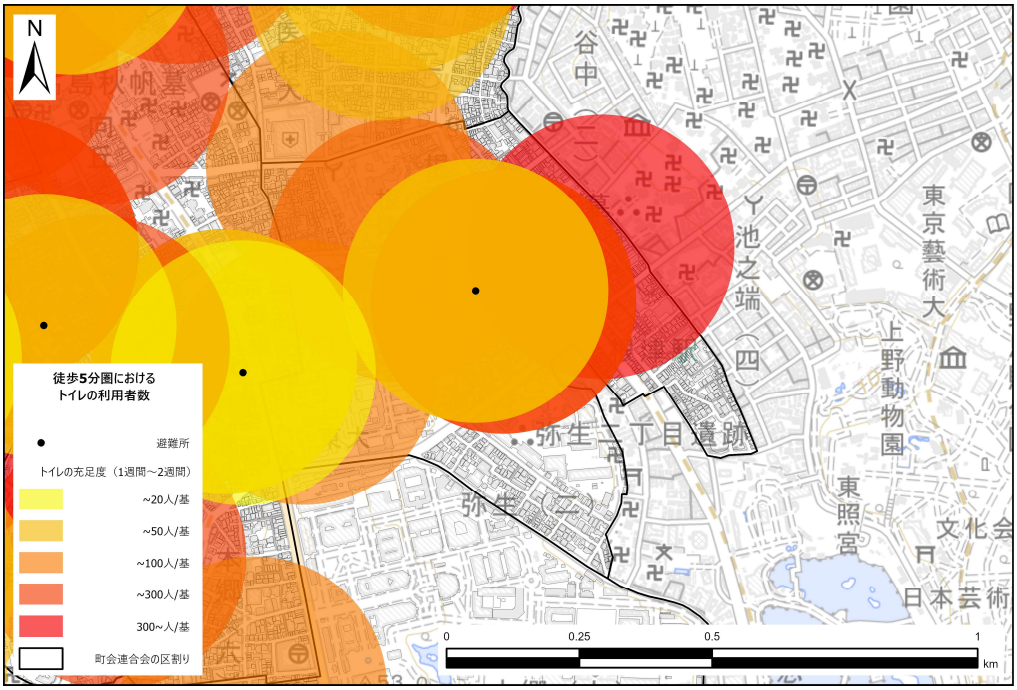
根津エリアは、戸建て住宅が密集し、建物倒壊危険度も高いことから、地震発生時には、多くの避難所避難者が発生することが想定されるエリアである。また、高齢化率も高いエリアであり、一定数の要配慮者が避難所に避難するものと想定される。

避難所として指定されている小・中学校等について、建物の耐震化が完了していることから、下水道の使用可否を確認した上で施設内のトイレを利用することを基本とし、上下水道の被害も考慮し補完的に携帯・簡易トイレや代替水を活用する。

避難者数に対して、初期からトイレが不足し、避難所避難者数が多くなることへの対応として、マンホールトイレ、仮設トイレ(調達)の活用を併用する。

さらに、要配慮者・女性・こどもなど、多様な利用者のニーズに配慮した対策を平常時から検討するとともに、緊急輸送道路や細街路の閉塞に備え、携帯・簡易トイレやトイレ環境の整備に係る物資について、避難所へ分散備蓄していく必要がある。

エリア		災害用トイレの過不足状況(基)				
		1~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
根津エリア	確保可能基数	51 基	51 基	63 基	67 基	71 基
	過不足	-69 基	-63 基	-158 基	-51 基	23 基
	確保率	42.31%	44.57%	28.44%	56.60%	146.6%
	徒歩 5 分圏外の利用者数	3004 人	2209 人	697 人	351 人	160 人
	携帯トイレ数	14,400 回分				
	簡易トイレ数	140 回分				



図II-21 根津エリアで最もトイレが不足する際（１～２週間）の充足度

8)汐見エリア

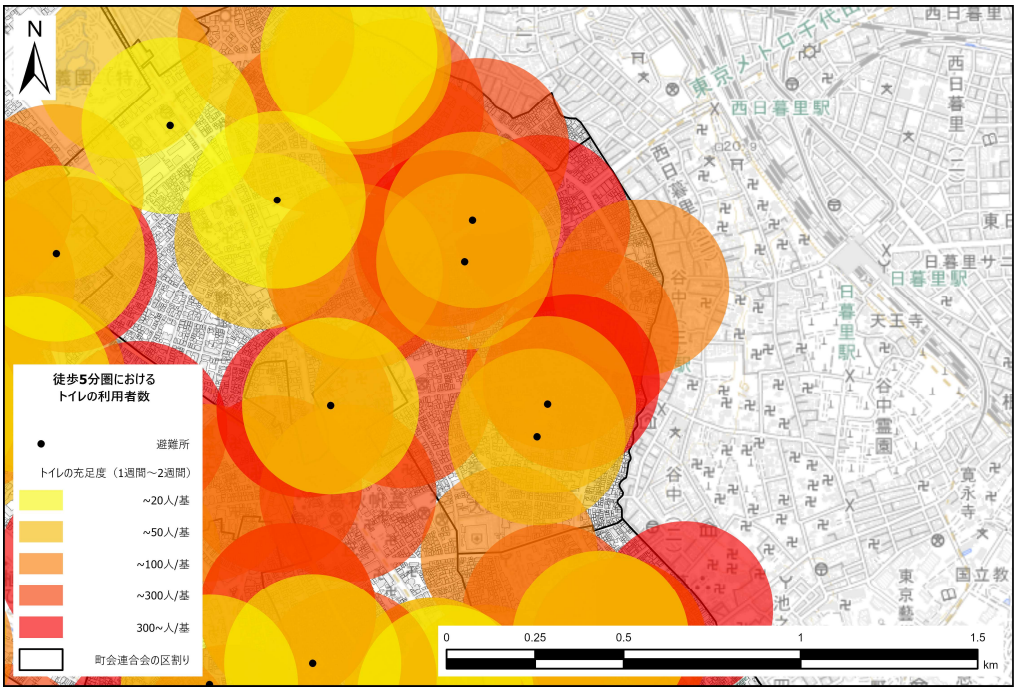
汐見エリアは、区内で最も避難者が多くなるエリアである。

戸建て住宅が密集し、狭い道路も多く、建物倒壊危険度も高いことから、地震発生時には、多くの避難所避難者が発生することが想定されるエリアである。

避難所として指定されている小・中学校等について、建物の耐震化が完了していることから、下水道の使用可否を確認した上で施設内のトイレを利用することを基本とし、上下水道の被害も考慮し補完的に携帯・簡易トイレや代替水を活用する。

避難者数に対して、初期からトイレが不足するため、優先的にマンホールトイレ、仮設トイレ（調達）の設置を行う必要がある。また、緊急輸送道路や細街路の閉塞に備え、携帯・簡易トイレやトイレ環境の整備に係る物資について、避難所等へ分散備蓄していく必要がある。

エリア		災害用トイレの過不足状況（基）				
		1~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
汐見エリア	確保可能基数	166 基	166 基	204 基	217 基	230 基
	過不足	-153 基	-145 基	-399 基	-106 基	98 基
	確保率	51.95%	53.30%	33.85%	67.30%	173.8%
	徒歩 5 分圏外の利用者数	2350 人	1653 人	168 人	84 人	39 人
	携帯トイレ数	57,600 回分				
	簡易トイレ数	1,940 回分				



図II-22 汐見エリアで最もトイレが不足する際（１～２週間）の充足度

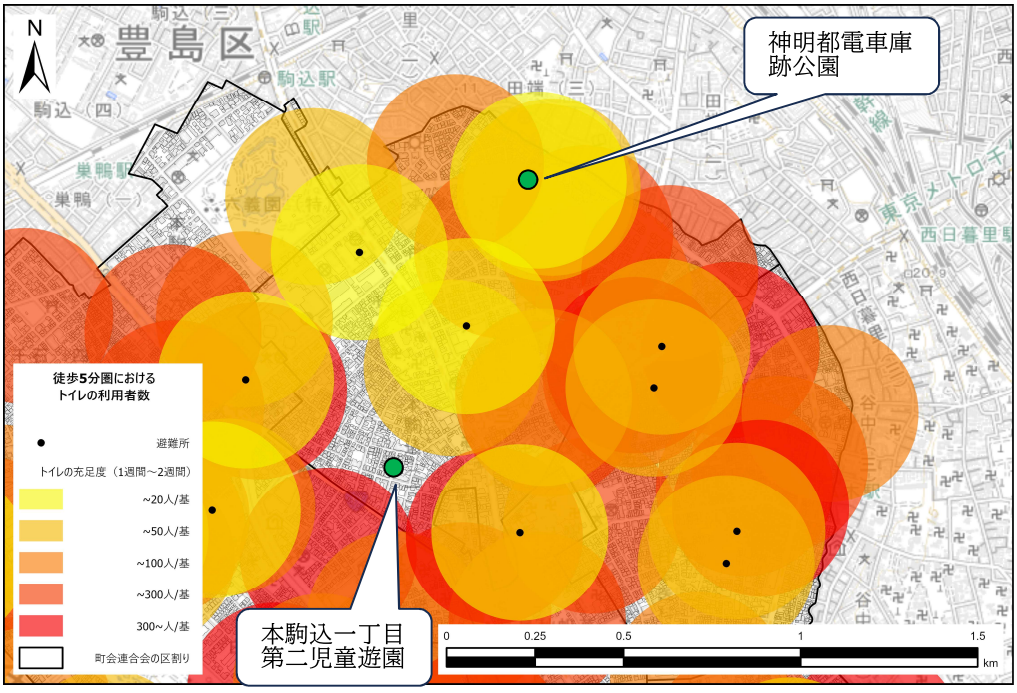
9)駒込エリア

駒込エリアは、揺れによる建物倒壊危険度は低く、建物倒壊による避難者は少ないと想定されるが、駒込駅が位置し、帰宅困難者が発生することが想定されるエリアである。また、高齢化率も高いエリアであり、一定数の要配慮者が避難所に避難するものと想定される。

駒込エリアは 1 週間以内のトイレの確保可能基数が少なく、優先的に災害トイレの確保が必要である。また本駒込1丁目付近にトイレ空白エリアがあり、可能な場所へのマンホールトイレ、本駒込一丁目第二児童遊園、神明都電車庫跡公園等への仮設トイレ(調達)の設置を検討していく必要がある。

初期の帰宅困難者に対応できるよう、携帯・簡易トイレの帰宅困難者一時滞在施設等への備蓄が必要である。さらに、要配慮者・女性・こどもなど、多様な利用者のニーズに配慮した対策を平常時から検討するとともに、緊急輸送道路や細街路の閉塞に備え、携帯・簡易トイレやトイレ環境の整備に係る物資について、避難所へ分散備蓄していく必要がある。

エリア		災害用トイレの過不足状況(基)				
		1~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月後
		50 人／1基		20 人／1基		
駒込エリア	確保可能基数	123 基	123 基	152 基	161 基	171 基
	過不足	-33 基	-23 基	-132 基	10 基	109 基
	確保率	79.04%	83.94%	53.46%	106.5%	274.8%
	徒歩 5 分圏外の利用者数	2917 人	2030 人	228 人	114 人	53 人
	携帯トイレ数	28,850 回分				
	簡易トイレ数	1,340 回分				



図II-23 駒込エリアで最もトイレが不足する際（１～２週間）の充足度

III. 災害時のトイレ確保・管理方針

1. 基本方針

(1)基本的な方針

『東京トイレ防災マスタープラン』では、基本方針として「災害時に必要なトイレを適切な場所に十分な数量を確保する」ことと、「災害時に誰もが快適で衛生的な質の高いトイレを使用できる環境を整備する」ことが示されている。

その方向性を念頭に、現状と課題を踏まえて、本計画では、発災後の全ての被災者の安全で質の高い生活環境の確保とともに、日常生活の早期回復をするため、「災害時に必要なトイレの十分な確保」「トイレの適切な配置」及び「多様な避難者に配慮した快適で衛生的なトイレ環境整備」を基本方針とする。

それに加えて、対策を推進していく際に、協力が不可欠である区民や事業者の取組を推進していく上で、「自助・共助の取組の普及啓発」も基本方針に位置付ける。

以上、4点を基本方針として定め、災害時のトイレの確保・管理に係る対策を推進する。

＜基本方針＞

■方針1 【量の確保】時間経過に伴う災害時に必要なトイレの十分な数量確保

➡災害発生当初(1日～1週間)、想定されるトイレ利用者(避難所避難者数、避難所外避難者数、在宅避難者数)に対して、スフィア基準を満たす 50 人当たり1基の災害用トイレが確保できていない施設においては、周辺施設を含めて、優先的にトイレの確保に努める。

■方針2 【空間の確保】災害時トイレ空白エリアの解消

➡災害用トイレの空白エリアについて、夜間人口の分布状況を踏まえ、新たに災害用トイレの設置が必要なエリアにおいて、トイレの確保に努める。

➡エリア特性として、業務・事務所機能や集客施設等が集積し、帰宅困難者の発生が多数想定されるエリアにおいて、トイレの確保に努める。

➡区内施設や公園等の建設、改修時にマンホールトイレ等の災害対応型トイレの整備を検討することにより、空白エリアの解消と、トイレ1基当たりの割り当て人数を減少させる。

■方針3 【質の確保】快適で衛生的な質の高いトイレを災害時に利用できる環境を整備

➡トイレの使用忌避による健康障害や災害関連死の発生防止とともに、要配慮者・女性・こどもなど、多様な利用者のニーズに配慮し、快適で衛生的な質の高いトイレの環境整備に努める。

■方針4 【意識の確保】日頃からの自助・共助の取組の普及啓発

➡在宅避難を前提とし、日頃からの家庭内備蓄について啓発し、家庭内備蓄を推進する。

➡防災講話や各種防災イベント等で、携帯トイレの備蓄の推進及び使用方法について周知する。

➡マンションにおける汚水逆流の防止のため、災害時のトイレの使用禁止及び携帯トイレ使用の徹底並びに排水設備点検方法について周知する。

(2)対策の方向性

本計画の計画目標、基本的な方針を踏まえ、「災害時のトイレ確保」「災害時のトイレ管理」とともに、対策を推進していく上で協力が不可欠である区民や事業者の取組を推進していく上で、「自助・共助の取組の普及啓発」を位置付ける。

対策の視点	対策の方向性
視点1 「災害時のトイレ確保」	○公共施設や公園再整備等の機会を捉え、マンホールトイレ等の災害用トイレを整備する。　→災害用トイレの基数を増やす。 ○区と協定を結んでいる施設の災害用トイレ基数の把握及び区民利用可否を確認する。　→災害用トイレの基数を増やす。 ○携帯トイレを購入し、必要不足回数分を充足する。 →区の備蓄を増やす。 ○発災 1 週間後から一度にスフィア基準を目指すのではなく、スフィア基準移行期を設け、徐々にスフィア基準を満たすようにする。 →目標とするトイレ基数を 50 人/基～30 人/基～20 人/基と徐々に移行する。
視点2 「災害時のトイレ空白エリアの解消」	○発災後から 1 週間まで災害用トイレが不足する大原エリア、根津エリア、汐見エリア、駒込エリアについて、重点的に解消する。 →空白エリアの解消を目指す。
視点3 「災害時のトイレ管理」	○災害用トイレの使用方法、処理方法、掃除の注意点等をまとめたリーフレット等を作成し、区民にあらかじめ周知する。 →有事の際でも適切に使用できるようにする。
視点4 「自助・共助の取組の普及啓発」	○各種行事におけるリーフレット等配布や各種広報媒体を活用した災害用トイレ備蓄の普及啓発を行う。 →個人や町会・自治会等の備蓄促進

(3)到達目標

「東京トイレ防災マスタープラン」及び「同プラン実行計画」を踏まえ、本計画では、以下の到達目標を定める。

方針	2030 年度(令和 12 年度)までの到達目標	2035 年度(令和 17 年度)に向けた展開 (将来的な到達目標)
方針1 【量の確保】 時間経過に伴う災害時に必要なトイレの十分な数量確保	・フェーズに応じた避難者数に対する災害用トイレの不足状況の改善 ・災害用トイレを保有する区有施設におけるトイレ充足度の向上	・フェーズに応じた避難者数に対する災害用トイレの不足状況の解消 ・災害用トイレを保有する施設におけるトイレ充足度の向上
方針2 【空間の確保】 災害時トイレ空白エリアの解消	・災害時のトイレ空白エリアのおおむね半減	・災害時のトイレ空白エリアのおおむねの解消
方針3 【質の確保】 快適で衛生的な質の高いトイレを災害時に利用できる環境を整備	・災害用トイレを保有する区有施設におけるアセスメント項目の達成	・災害用トイレを保有する全施設における質の高いトイレ環境の実現

方針4 【意識の確保】 日頃からの自助・共助の取組の普及啓発	・区民の携帯トイレの備蓄率 50%	・更なる区民の携帯トイレの備蓄率向上

出典：東京トイレ防災マスタープラン「災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート」

2. 災害時トイレ確保方針

区では、災害時のトイレ確保について、予防・応急・復旧のフェーズにおいて、以下の対策を推進する。

フェーズ	対策
予防	＜災害用トイレの確保＞ ○避難所、避難場所及びその他公的施設等の災害用トイレの備蓄・整備について必要数を算定するとともに計画を策定し、災害用トイレの確保を推進する。避難場所における発災直後の緊急的な避難者の急増及び発災後3日目まではし尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、避難場所への携帯トイレ・簡易トイレの備蓄を推進する。 ○発災直後の避難所には、在宅避難者や帰宅困難者などの避難者以外のトイレ利用者が発生することも踏まえ備蓄・整備する。 ○災害発生当初は、発災直後から1週間までを避難者約 50 人当たり1基、それ以降を避難者約 20 人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。このうち、バリアフリートイレは、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。 ○発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等）の活用が必要であることを踏まえ備蓄・整備する。 ○発災後3日目までは、携帯トイレ等を含む物資輸送が困難な状況が予想されることから、可能な限り各避難所等における備蓄を推進する。 ○在宅避難者等が外の公共トイレを利用する可能性を踏まえ、各エリアにおける災害用トイレの適正配置を推進する。 ○一時滞在施設の携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄・整備を推進する。 ○避難場所や帰宅困難者対応等における災害用トイレの確保について、民間施設や駅周辺の商業施設などの活用を検討する。 ＜災害用トイレの質の向上＞ ○避難所・避難場所等において、災害用トイレの備蓄・設置、発災時の運用について、配慮が必要な事項を考慮した備えを実施する。
応急 （発災後 72 時間以内）	＜災害用トイレの確保＞ ○避難所において、災害発生当初は、スフィア基準に基づき、避難者約 50 人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。 ○発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等）を活用し、対応する。 ○発災後4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。 ○備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。
復旧 （発災後1週間目途）	＜災害用トイレの確保＞ ○避難所において、避難が長期化する場合には、スフィア基準に基づき、約 20 人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。 ○水洗トイレの早期復旧を図る。

3. 災害時のトイレ管理方針

区では、災害時のトイレ管理について、予防・応急・復旧のフェーズにおいて、以下の対策を推進する。

フェーズ	対策
予防	＜運用体制の構築＞ ○各施設等における災害用トイレについて、運用及び管理に関する責任者を明確化した上、開設訓練及び運営マニュアルの策定等を実施し、適切な運用体制を確保する。 ○各施設等における災害用トイレについて、定期的な点検及び質的な改善等を実施し、備蓄等の維持管理を行う。 ○収集運搬及び処理に係る事業者等との協定締結等によりし尿処理の実効性を確保するとともに、区等が策定する災害廃棄物処理計画や各種マニュアルにおいて、し尿処理に係る運用体制等の確保に向けた実施細目等の整備、演習・訓練等を行う。 ○衛生環境確保のために必要な、貯水槽、災害用井戸等による水洗用水の確保を速やかに実施できるよう体制を確保する。 ○区立学校等において、児童生徒等に対し、防災教育として携帯トイレの使用方法や災害用トイレ等の開設について周知・訓練を実施する。また、運動会等のイベント時にマンホールトイレ等を開設・利用するなど、災害用トイレを平時における活用を推進する。 ○公道上にマンホールトイレ等を設置する場合の道路使用許可などの手続を事前整理する。
応急 (発災後 72 時間以内)	＜運用体制の構築＞ ○震災時に拡大する火災等から緊急的に避難してくる区民のトイレニーズに備え、避難場所に備蓄・整備した災害用トイレを利用できる状態にし、トイレ機能を確保する。 ○避難者のトイレニーズに備え、避難所運営主体により、備蓄・整備した災害用トイレを避難者等が利用できる状態にし、トイレ機能を確保する。 ○帰宅困難者や、自宅のトイレが使用できない区民のトイレニーズに備え、その他公的施設に備蓄・整備した災害用トイレを利用できる状態にし、トイレ機能を確保する。 ○避難所等のトイレの衛生管理（清掃や消毒の方法、使用後の手洗い、ごみの保管場所の管理等）を行い、衛生環境を維持する。 ○避難所等の給排水設備に関する被災状況を把握する。 ○関連団体等と連携して、避難所のトイレ環境に関する評価を実施し、必要に応じて改善する ○各施設等において、衛生環境を維持するため、トイレ利用者が守るべき使用方法等を周知する。 ○トイレ利用者が使い慣れない携帯トイレや簡易トイレは利用方法を適切に周知する。 ○「災害時のごみの出し方ガイドブック」等を活用し、ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。 ○被災後、断水した場合には、貯水槽、災害用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。 ＜し尿処理＞ ○「文京区災害廃棄物処理計画」に基づき、各避難所等の避難人数や被害状況、くみ取りを要する災害用トイレ、し尿収集車台数、収集場所等の情報を把握した上で、し尿収集計画を策定する。

フェーズ	対策
	○くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を、し尿収集車により収集し、都下水道局と連携した三河島水再生センター及び区内の受入人孔への搬入や、品川清掃作業所又は民間処理施設などへの搬入を実施する。 ○し尿収集車が不足する場合や、処理施設が被災し処理が困難な場合には、協定締結事業者や都に応援を要請する。 ○し尿収集車保有台数は限られており、道路復旧に時間を要する地域も想定されることから、区部では、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。 ＜使用済み携帯トイレ等の処理＞ ○使用済み携帯トイレ等については、適切な分別の下、生活ごみ・避難所ごみと合わせて収集運搬・処分を実施する。特に、住民の在宅避難による携帯トイレ等の使用が多くなることを踏まえ、それに応じた収集運搬・処分体制を構築する。 ○区民は、「災害時のごみの出し方ガイドブック」等に従い、可能な限り主体的に処理に対応する。 ○避難所等の使用済み携帯トイレについて、区内の被災状況を把握した上で、発生量の推定算出や、集積場所の決定など、し尿収集計画を速やかに策定する。 ○可能な限り区が対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や環境保全協同組合等と情報の共有化を密にして対応する。 ＜災害用トイレの質の向上＞ ○衛生環境が悪化しないよう、各施設内でのトイレの運営者を明確にする。 ○利用者へトイレの使い方について適切に周知する。 ○避難場所、避難所及びその他公的施設等における災害用トイレについて、配慮が必要な事項を踏まえ、設置・運営をする。
復旧 （発災後1週間目途）	＜運用体制の構築＞ ○避難の長期化に伴うトイレ環境の維持のため、避難所等の運営者を確保する。 ＜災害用トイレの質の向上＞ ○避難の長期化に伴い多様化する避難者のニーズを踏まえ、快適で衛生的なトイレ環境へ改善する。

4. 自助・共助の取組の普及啓発方針

区では、自助・共助の取組の普及啓発について、予防・応急・復旧のフェーズにおいて、以下の対策を推進する。

フェーズ	対策
予防	＜自助の推進＞ ○普及啓発による都民の携帯トイレ及び簡易トイレ等の日常備蓄の取組を促進する。 ○災害用トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 ＜共助の推進＞ ○仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 ○地域の防災訓練等の中で、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練・研修等）を実施する。 ○訓練や研修を通じた防災士や防災ボランティアなどを通じた災害用トイレの運用・維持管理者を育成する。 ＜区民の役割＞ ○区の防災用品あっせん事業等を活用し、最低3日間分の携帯トイレ・簡易トイレの日常備蓄を実施する。（推奨1週間分） ○家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水のくみ置き等により生活用水の確保に努める。 ○自宅の下水道・浄化槽の点検方法や携帯トイレ・簡易トイレの利用方法の把握、避難所等のトイレの使用ルールや手指衛生について理解しておく。 ＜区民防災組織等の役割＞ ○携帯トイレ・簡易トイレ等を備蓄する。 ＜事業者・大学等の役割＞ ○従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するため、携帯トイレ・簡易トイレ等を3日分を目安として備蓄しておく必要がある。 ○携帯トイレ及び簡易トイレ等に関して、従業員や顧客等の外来者が混乱することなく使用・維持管理するためのマニュアルを作成するとともに、訓練や研修を実施する。 ○施設のトイレ機能を確認するための自主点検方法を確認する。 ○震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討していく。 ○事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10％程度の量を余分に備蓄することも検討していく。 ○備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。 ○事業所においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水のくみ置き等により生活用水の確保に努める。 ＜マンション管理組合の役割＞ ○排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレを備蓄する。 ○給排水菅の老朽化の点検、発災時の点検方法を事前に確認する。 （参考：公益社団法人空気調和・衛生工学会　集合住宅の在宅避難のためのトイレ使用方法検討小委員会「集合住宅の災害時のトイレ使用マニュアル作成手引き」）

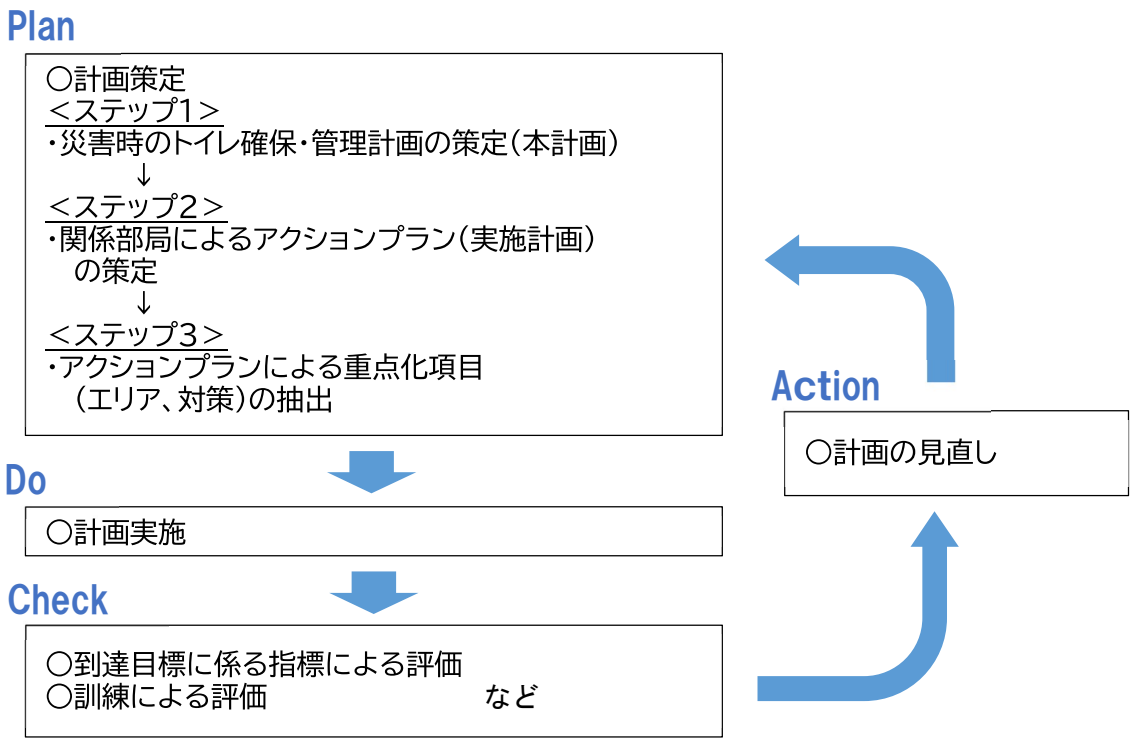
フェーズ	対策
	○住民への災害時のトイレ状況、使用方法、備蓄に関する普及啓発を行う。 ○マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、町会と連携し、防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 ○災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。 ＜マンション居住者の役割＞ ○排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレを備蓄する。
応急 （発災後 72 時間以内）	＜区民の役割＞ ○下水道の機能に支障が発生している場合には、家庭における携帯トイレ及び簡易トイレ等の備蓄を活用する。 ○上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。 ○「災害時のごみの出し方ガイドブック」を活用し、し尿の捨て方を確認する。 ＜区民防災組織等の役割＞ ○携帯トイレ・簡易トイレ等を活用する。 ＜事業者・大学等の役割＞ ○下水道の機能に支障が発生している場合には、事業者における携帯トイレ及び簡易トイレ等の備蓄を活用する。 ○上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。 ＜マンション管理組合の役割＞ ○排水管等の修理が終了していない場合は携帯トイレ・簡易トイレを活用する。 ○給排水菅の自己点検を行う。 ○マンホールトイレ等の災害用トイレを活用する。 ＜マンション居住者の役割＞ ○排水管等の修理が終了していない場合は、備蓄していた携帯トイレ・簡易トイレを活用する。
復旧 （発災後1週間目途）	―

IV. 計画の進捗管理等

1. 計画の見直し

本計画は、以下の PDCA サイクルにより推進する。

計画の見直しについては、本計画の中間年である 2035 年度（令和 17 年度）に実施することを基本としながら、表 IV-1 で設定した到達目標の進捗状況とともに、区の地域防災計画の改定などを踏まえ、適宜、見直していくものとする。



図IV-1 PDCA サイクル